

平成29年度 子どもの権利サポート委員会 活動報告書



平成30年（2018年）6月

宝塚市子どもの権利サポート委員会

(はじめに)

子どもの権利サポート委員より	1
----------------------	---

第1章 相談活動状況.....	3
1 相談件数.....	3
2 電話相談の所要時間、相談受付曜日・時間帯	11
3 相談へのきっかけ	15
4 子どもの権利サポート委員会活動.....	16
5 平成29年度子どもの権利サポート委員会活動状況について.....	24

第2章 広報・啓発活動.....	25
1 広報・啓発活動一覧.....	25
2 配布物	26
3 活動報告会	39
4 啓発活動.....	41

(おわりに)

子どもの権利サポート委員会委員、相談員より	45
-----------------------------	----

〈参 考 資 料〉◆子どもの権利サポート委員会の制度◆	53
I 子どもの権利サポート委員会設置経緯.....	53
II 子どもの権利サポート委員会とは.....	55
III 子どもの権利サポート委員会条例.....	59

(はじめに) 【子どもの権利サポート委員より】

子どもの権利サポート委員会活動について

子どもの権利サポート委員会 委員長 田中 賢一

宝塚市子どもの権利サポート委員会（以下、単に「委員会」といいます）が設置され、4年目となります。私が、この1年間で感じたことを以下記したいと思います。

1 子どもの思いを大切にすること

おかげさまをもちまして、相談件数が、新規案件・継続案件ともに、昨年よりもかなり増えました。

委員会の存在が、市民の皆様や子どもたちに認知されてきたことは、大変うれしく思います。また、親からではなく、子どもたち自身からの相談が多いことも、私たちは心強く思っています。

ただ、数が増えたからと言って、子どもたち一人一人とのかかわりが希薄になってしまっただけでは、いけません。特に、継続案件については、子どもとの今までの関係性があるので、どうしても子どもの気持ちや周りの状況の変化を見落とすことが多くなります。

「子どもの思いを常に大切にすること」。このことをいつも忘れずに子どもたちと接するように心がけていきたいと思っています。

2 子どもを取り巻く人たちについて

最近、私たち委員は、子どもの思いは分かるのだけれども、子どもの周りにいる親・先生その他大人が子どもの思いを素直に受け止められず、ひどい場合は、大人同士がけんかをしてしまって、子どもの思いが置き去りになってしまっていることがままあります。

私たちは、このような事態に心を痛めるとともに、本当に必要なのは、子どもに対する支援というよりも、大人に対する支援ではないかと思うことがあります。

現在は、ストレスフルな社会で、また、人間関係も複雑かつ困難になっており、このような事態が生じることはある程度致し方ないのかもしれませんが、このような事態にどう対処していくべきかというのが、当委員会の大きな悩みとなっているのは事実です。

この点、事案を通じて、委員会で、何らかの対処法を考えてきたいと思いません。

3 委員会から子どもへのアプローチ

広報の重要性は、再三述べたとおりです。

今年は、市民の皆様をサポート委員会の活動報告会を実施させていただきました。市民の皆様のご協力なくしては、委員会の活動は円滑に行えません。今後も、活動報告会は継続できればと考えております。

委員会には、子どもからのアプローチを待つという受動的な側面はありますが、委員会から子どもへアプローチしていくということも重要です。

今年は、子どもたちに手紙フォームを配布し、手紙による相談（※H28年度より手紙相談開始）を実施しました。インターネット世代の子どもには、それほど反響はないのかなと思っていましたが、かなりの件数の相談が手紙できました。子どもたちは、案外、目に見える人との関係性を欲しているのかもしれません。委員会としても、まだまだ、子どもを理解していないなあと思うとともに、新しい可能性を感じた取り組みでした。

以上、気持ちばかりの文章になったかもしれませんが、より積極的に委員会活動を行っていきたいと思います。そして、委員会を通じ、一人でも多くの子どもの悩みが解決し、また、一人でも多くの子どもの権利が守られるように、できるだけ努力をしていきたいと思います。関係者の皆様、市民の皆様のより一層のご指導、ご鞭撻よろしくお願いいたします。

第1章 相談活動状況

1 相談件数

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの新規相談件数は97件、延べ相談件数は547件ありました。

※なお、前年度からの継続相談は15件でした。

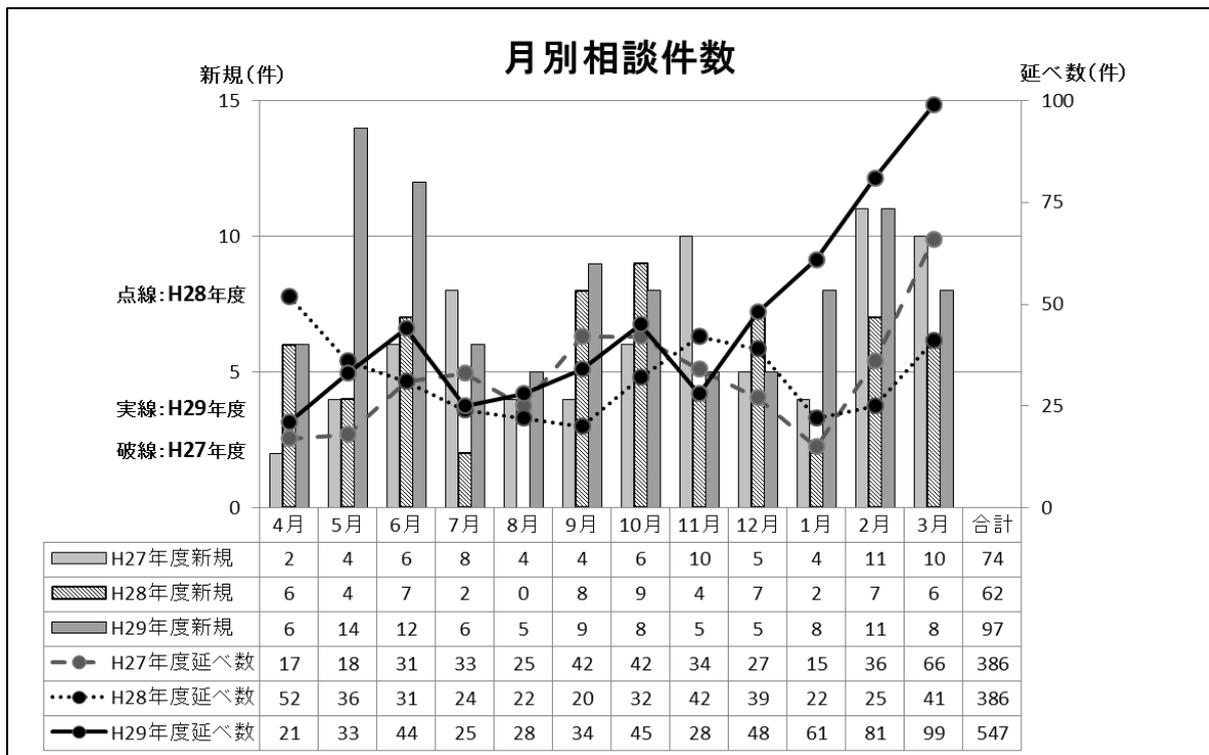
■3カ年比較（平成27年度～平成29年度）

平成27年度から3か年が経過しましたので、各年度における件数を下記図にて表しました。

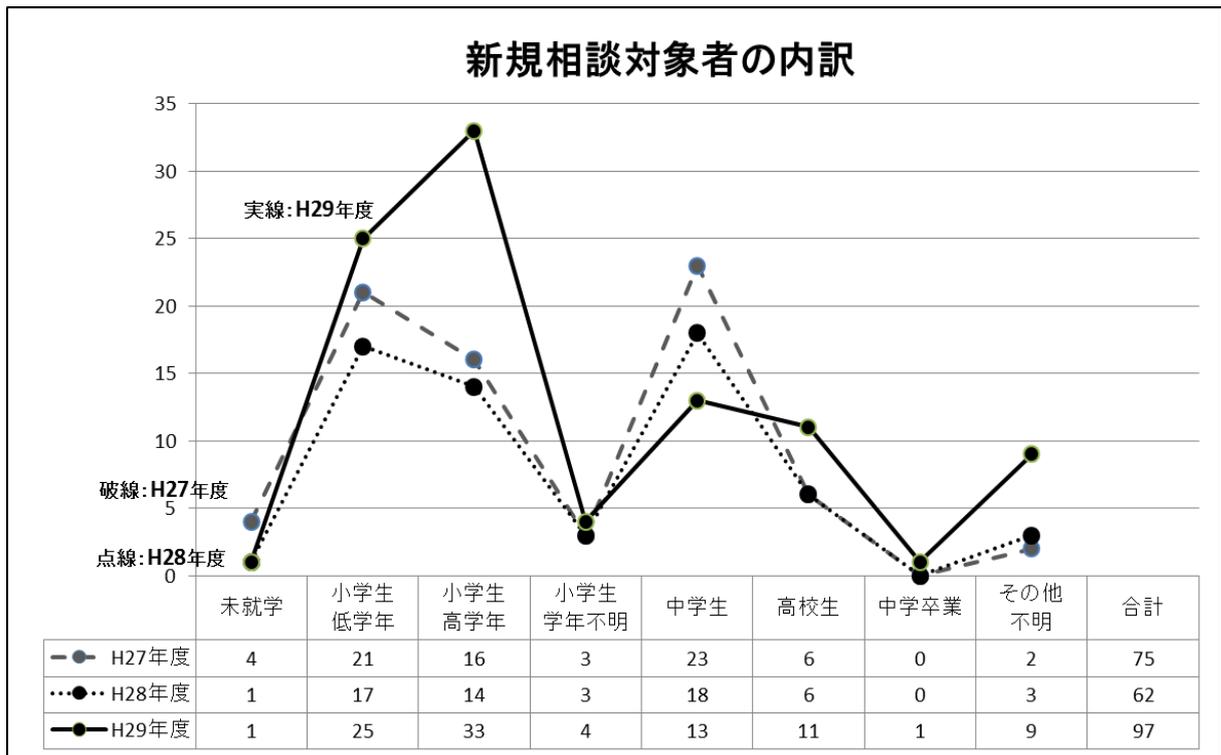
平成29年度は設置から3年を経過したことや、新たな周知方法を取り入れたこともあり、相談件数は過年度と比べ、大幅な増となりました。

子どもたちにとって相談できる場所があることを、さらなる周知活動を実施しながら、子どもの権利サポート委員会がより浸透されるよう取り組んでいきます。

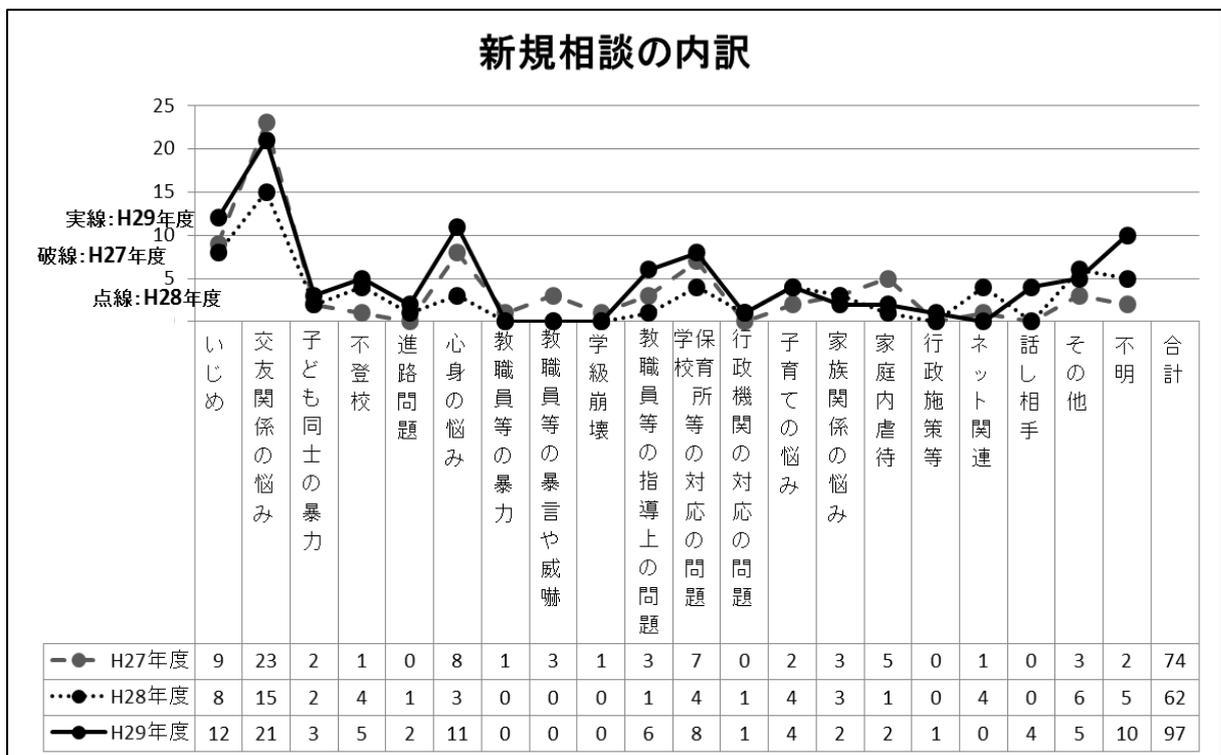
【月別相談件数（平成27年度～平成29年度）】



【新規相談対象者の内訳（平成27年度～29年度）】



【新規相談の内訳（平成27年度～平成29年度）】



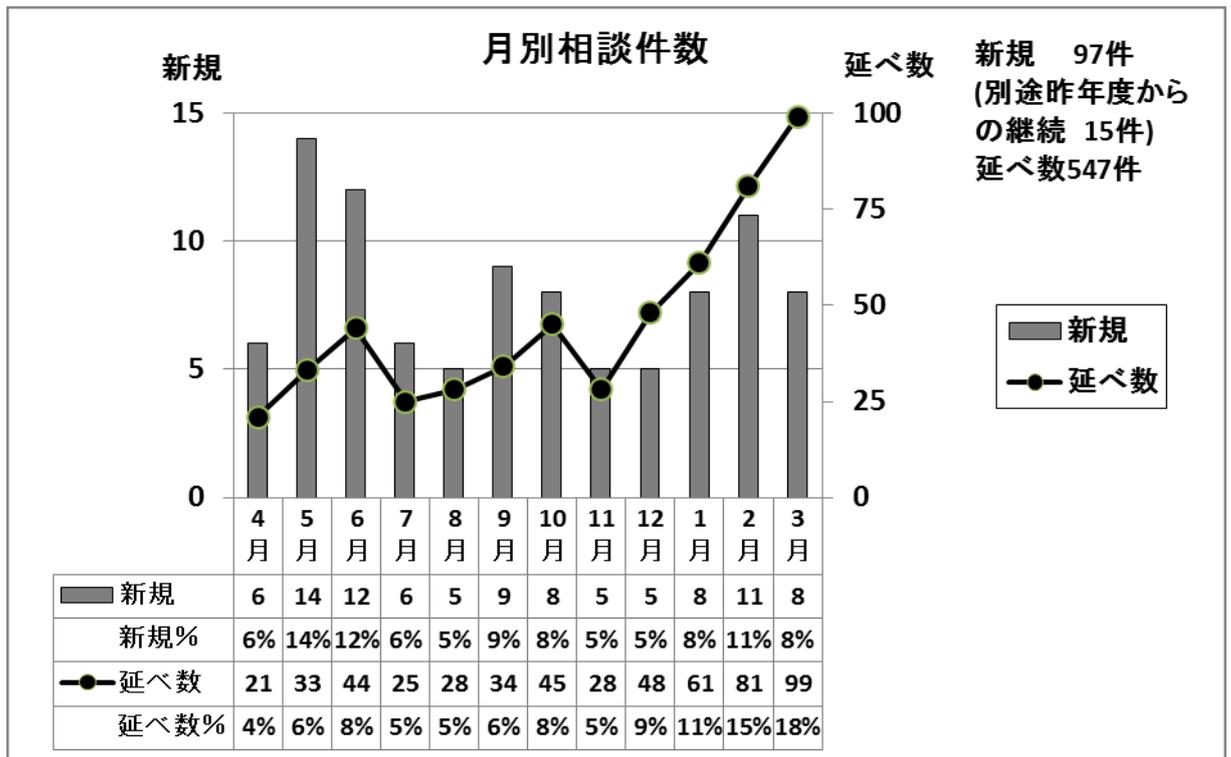
■平成 29 年度状況

(1) 月別相談件数

平成 29 年度の月別相談は、新規相談として 5 月に 14 件（14%）、次いで 6 月に 12 件（12%）の相談を受けています。

子どもたちの学校休業期間の 8 月には、昨年度同様、相談が少ない傾向にあります。

【子どもの権利サポート委員会・平成 29 年度・月別相談件数】



※新規：初回の相談

※延べ：初回相談・継続相談にかかわらず、相談を受けた回数

※1 案件のうち、初回相談は新規、1 案件で 3 回の相談があった場合は延べ数を 3 回と数える。

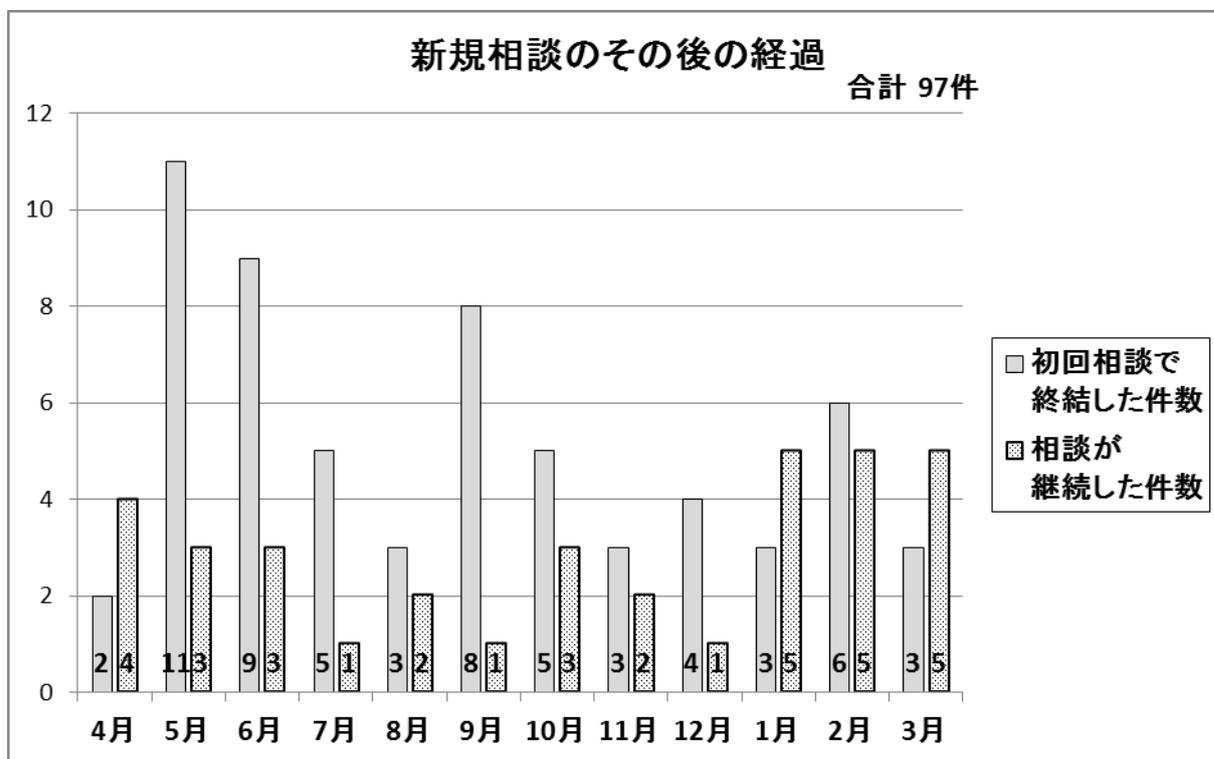
※前年度からの継続案件が 15 件あった。

(2) 新規相談のその後の経過

新規相談として受けた相談の経過状況です。

新規相談後、初回で終わる相談が97件中62件と64%を占めており、相談者が一人で悩まずに思い切って電話してみたら、速やかな解決の道筋につながったというケースが多い傾向にあります。これは、例年同様となっています。

【平成29年度・新規相談のその後の経過状況】



※前年度からの継続案件が15件あった。

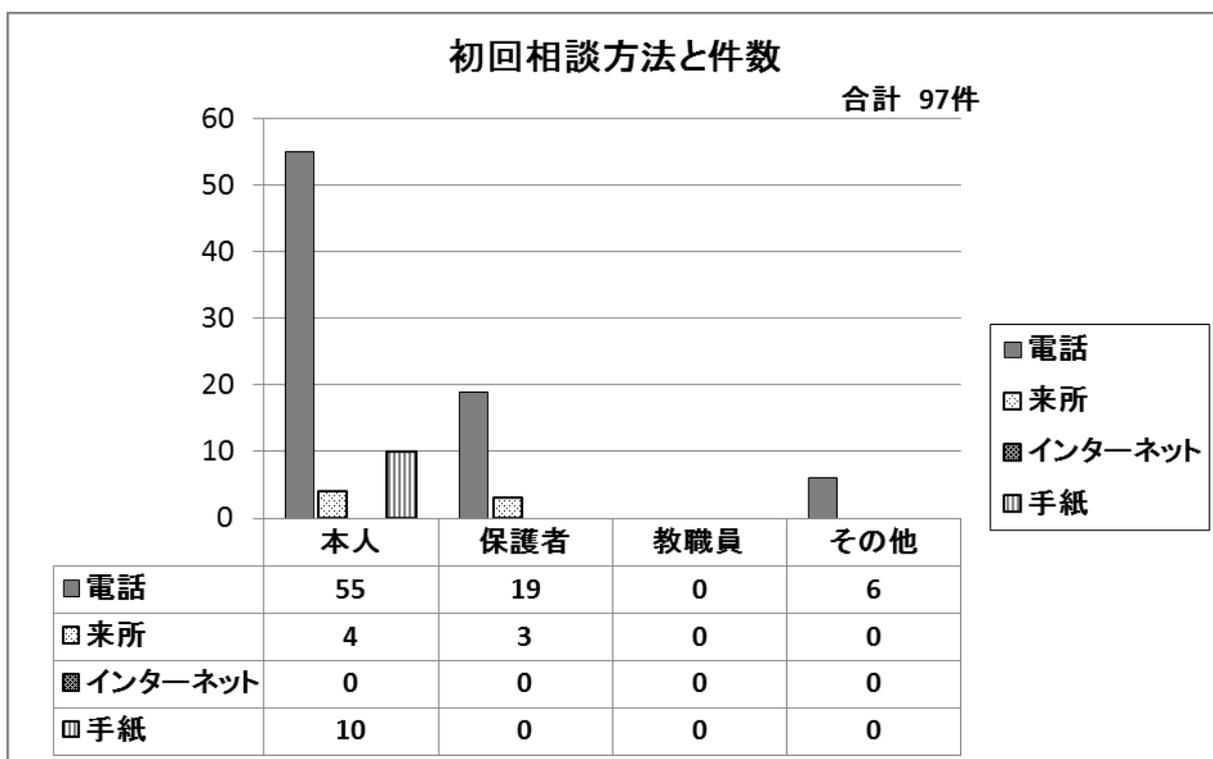
(3) 初回相談方法と件数

新規相談件数 97 件のうち、電話による相談が 80 件、次いで、手紙による相談が 10 件あり、69 件（71%）が子どもからの相談でした。

子どもたち本人からの相談は 69 件で、電話が最も多く 55 件、次いで、手紙による相談が 10 件でした。手紙は小学校 3 年生を対象に配布した啓発グッズ（クリアファイル）に、お手紙フォームも同封したことから利用者数が増えたと思われます。

保護者からの相談は 22 件あり、電話による相談が 19 件と大半を占めました。

【平成 29 年度・初回相談の相談者と相談方法】



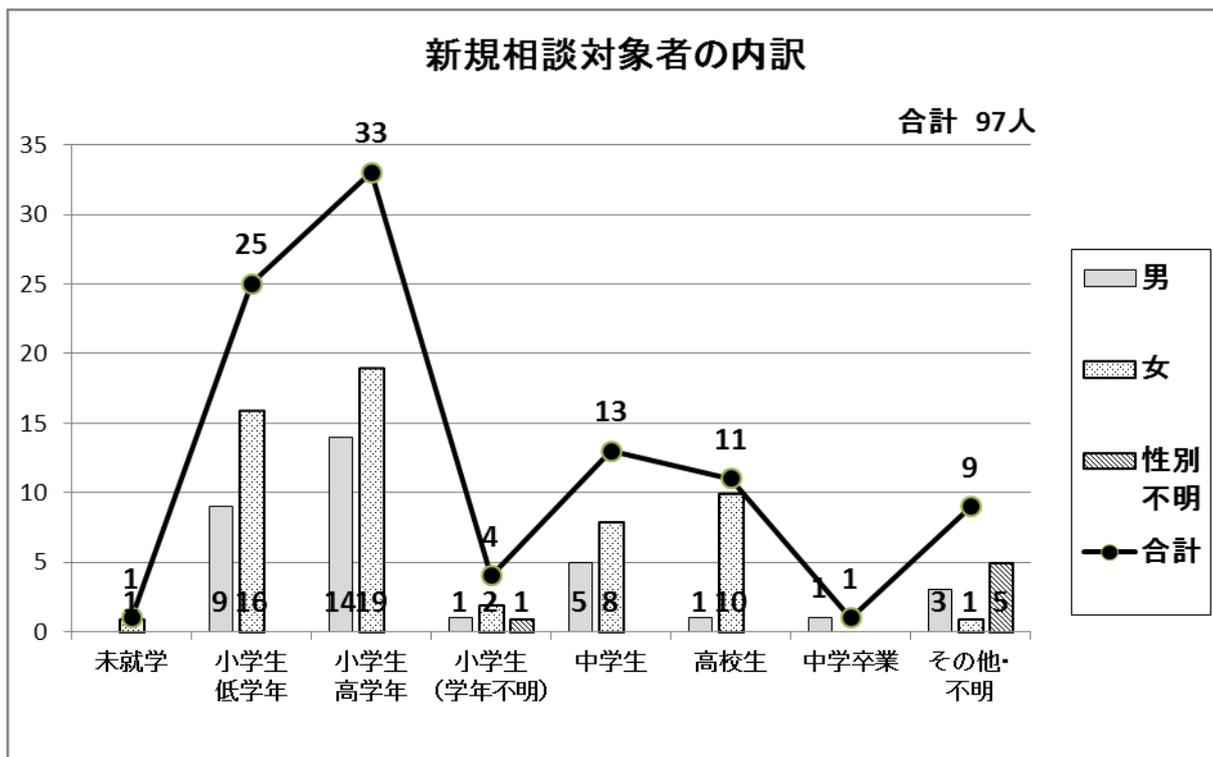
※その他は、祖父母、親戚、同級生の保護者等からの相談を集計している。

※子どもと保護者一緒に来所があった場合は、子どもの初回相談来所としている。

(4) 新規相談対象者の校種及び男女別内訳

新規相談対象者は、新規相談件数 97 件のうち、小学生高学年が一番多く 33 件、次いで、小学生低学年 25 件と続きました。

【平成 29 年度・新規相談対象者の校種及び男女別内訳】



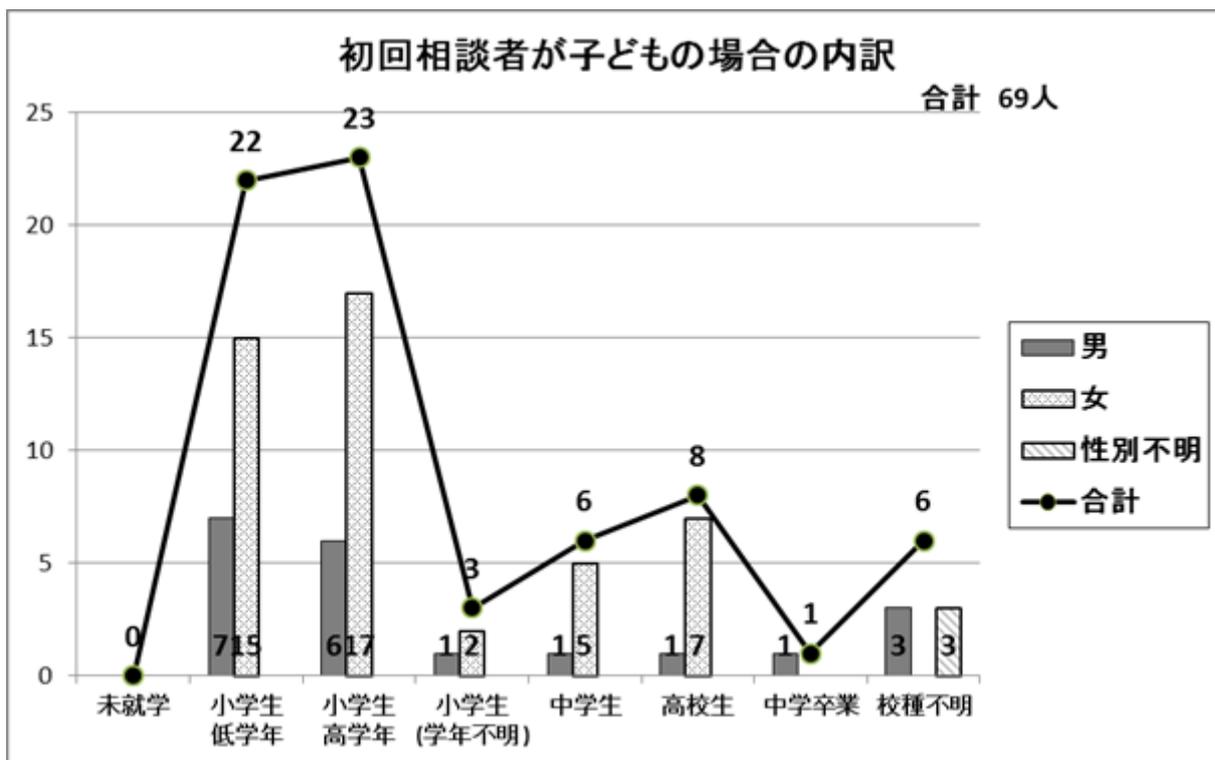
※小学生低学年は、小学 1～3 年生。小学生高学年は、小学 4～6 年。

(5) 初回相談者が子どもの場合の校種及び男女別の内訳

初回相談 69 件のうち、小学生高学年女子からの相談が一番多く 17 件、次いで、小学生低学年女子からの相談が 15 件と続きました。

どの学年も男子と比べて女子からの相談が多くありました。前年度は、中学生、高校生は、男女差は見られませんでした。

【平成 29 年度・初回相談者が子どもの場合の校種及び男女別の内訳】



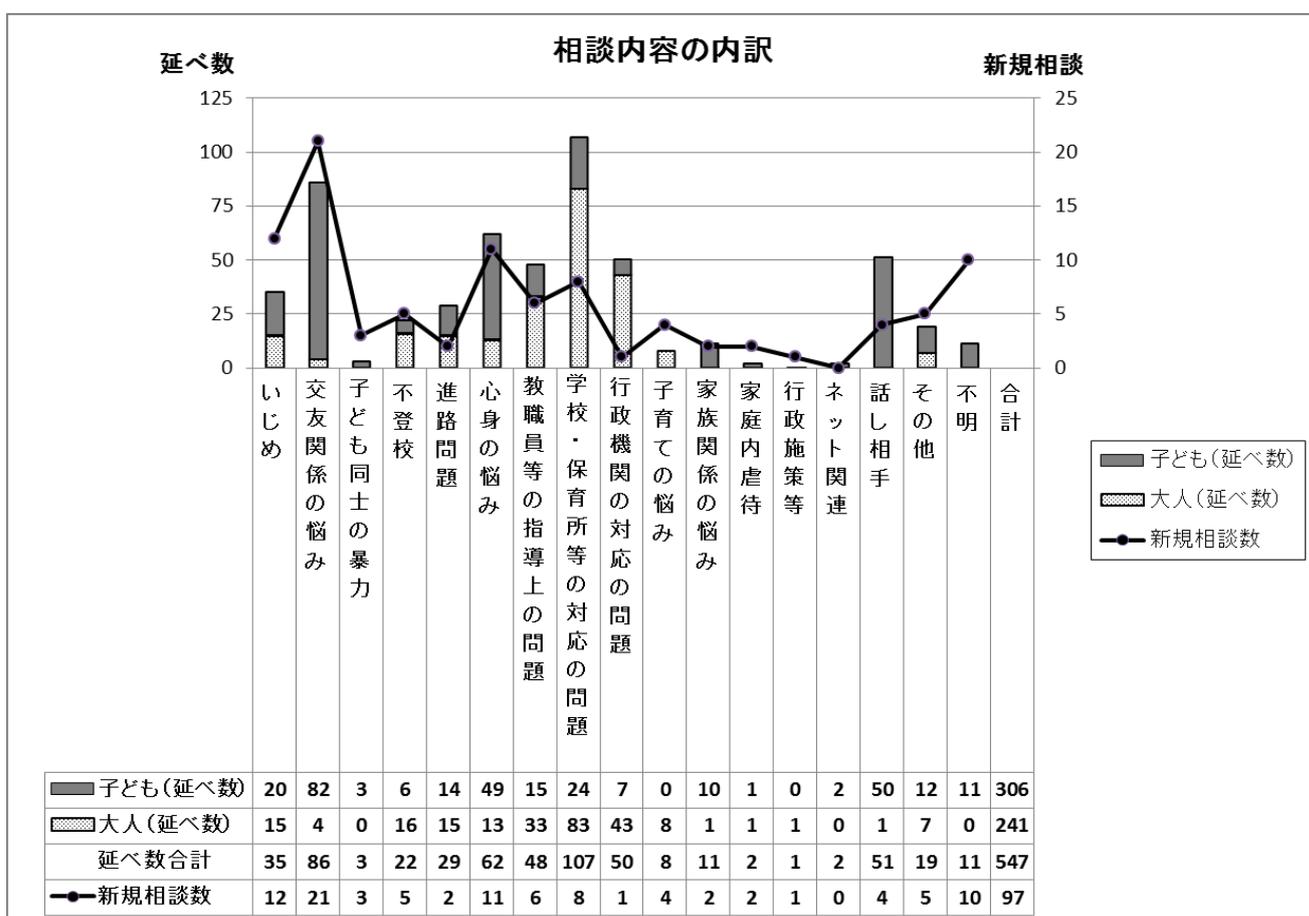
※小学生低学年は、小学 1～3 年生。小学生高学年は、小学 4～6 年。

(6) 相談内容の内訳

新規相談内容としては、97 件中、交友関係の悩み 21 件、次いで、いじめ 12 件、心身の悩み 11 件と続きました。

延べ相談内容としては、547 件中、学校・保育所等の対応の問題 107 件、次いで、交友関係の悩み 86 件、心身の悩み 62 件と続きました。

【平成 29 年度・相談内容の内訳】



※新規相談時の主訴相談内容で振り分けている。

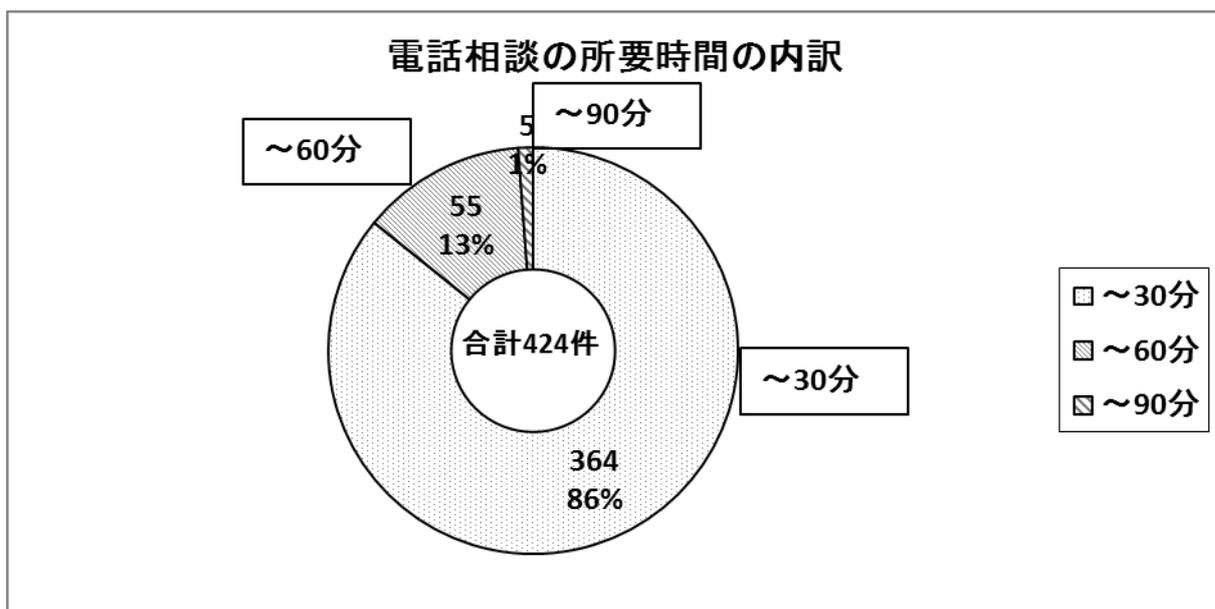
※延べ相談件数は、継続した相談の際の主訴でカウントしているため、相談内容が追加される場合がある。

2 電話相談の所要時間、相談受付曜日・時間帯

(1) 電話相談の所要時間の内訳

30分以下の電話相談が全体424件の86%（364件）、次いで、60分以下13%（55件）となりました。1時間（60分）を超えての相談が1%（5件）ありました。

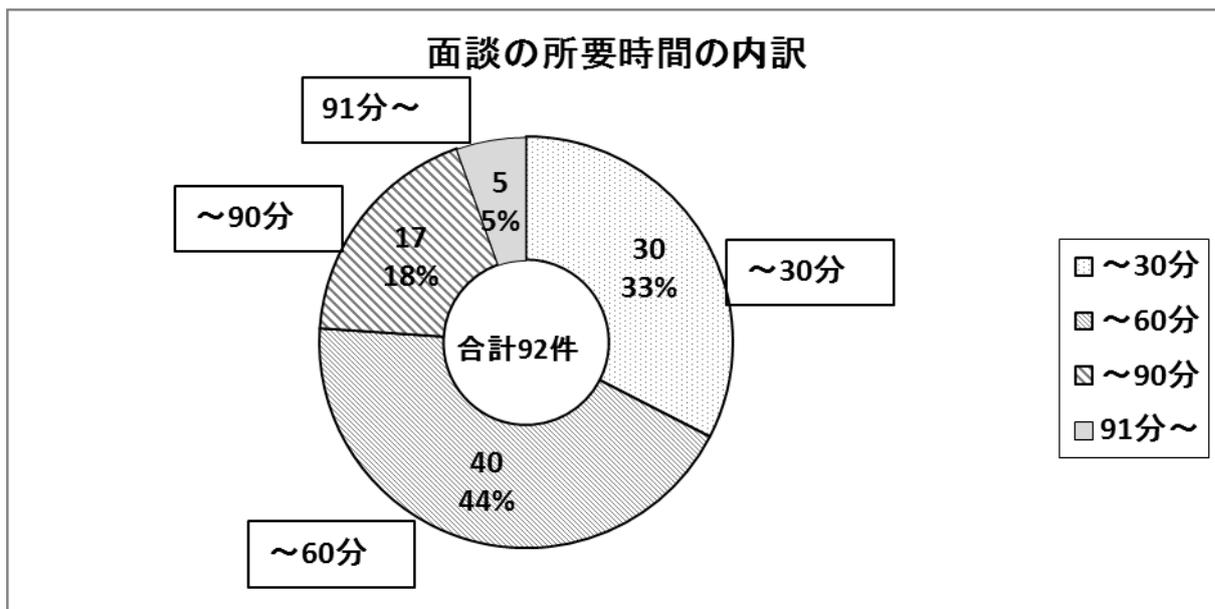
【平成29年度・電話相談の所要時間の内訳】



(2) 面談の所要時間の内訳

面談対応 92 件のうち、31 分から 60 分までの来所・訪問による面談相談が最も多く 44% (40 件)、次いで 30 分までの面談相談は、33% (30 件) でした。これには学校を訪問しての面談時間も含んでいます。

【平成 29 年度・面談の所要時間の内訳】



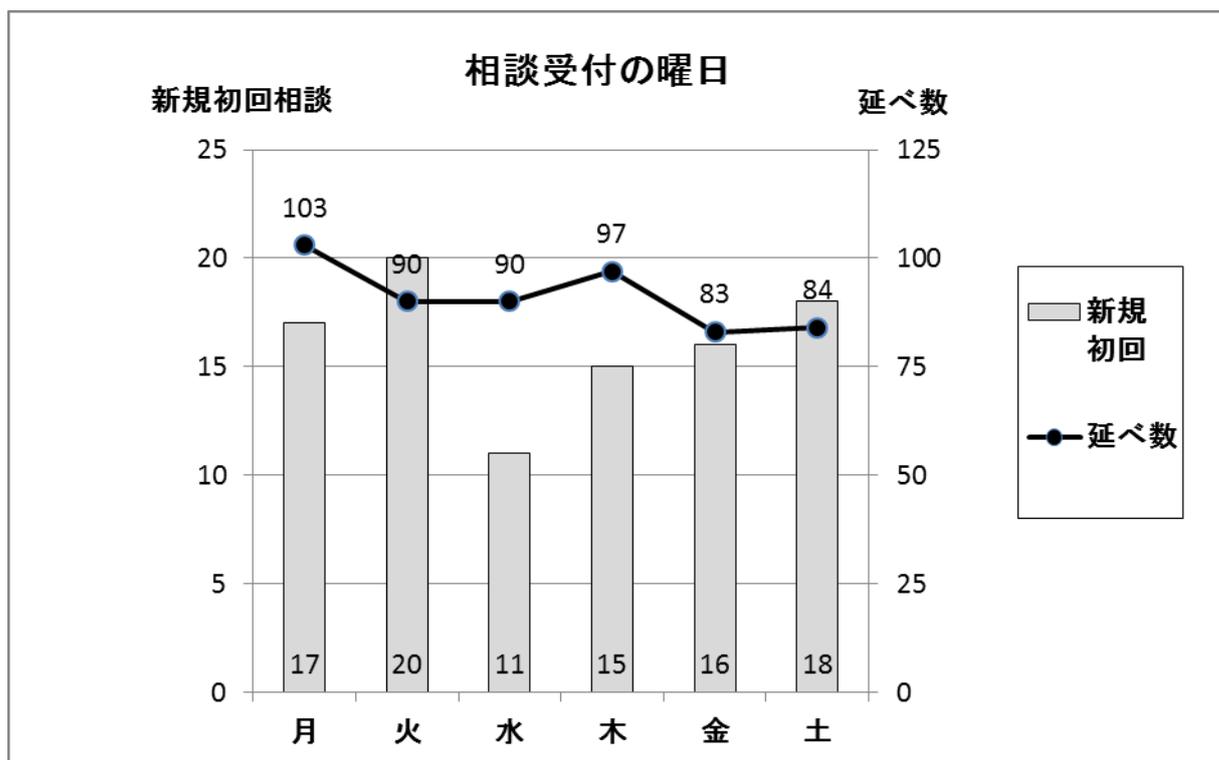
※面談は、来所相談や訪問（学校への調整等）を含んでいる。

(3) 相談を受け付けた曜日

新規相談 97 件のうち、火曜日が 20 件と一番多く、次いで土曜日が 18 件、月曜日が 17 件と続きました。前年度の土曜日の相談件数 11 件から大幅に増えており、土曜日開所が周知されている成果だと言えます。

延べ相談件数 547 件のうち、月曜日が 103 件、木曜日が 97 件と続きました。

【平成 29 年度・相談を受け付けた曜日】



※相談できる曜日

月～金曜 13:00～19:00

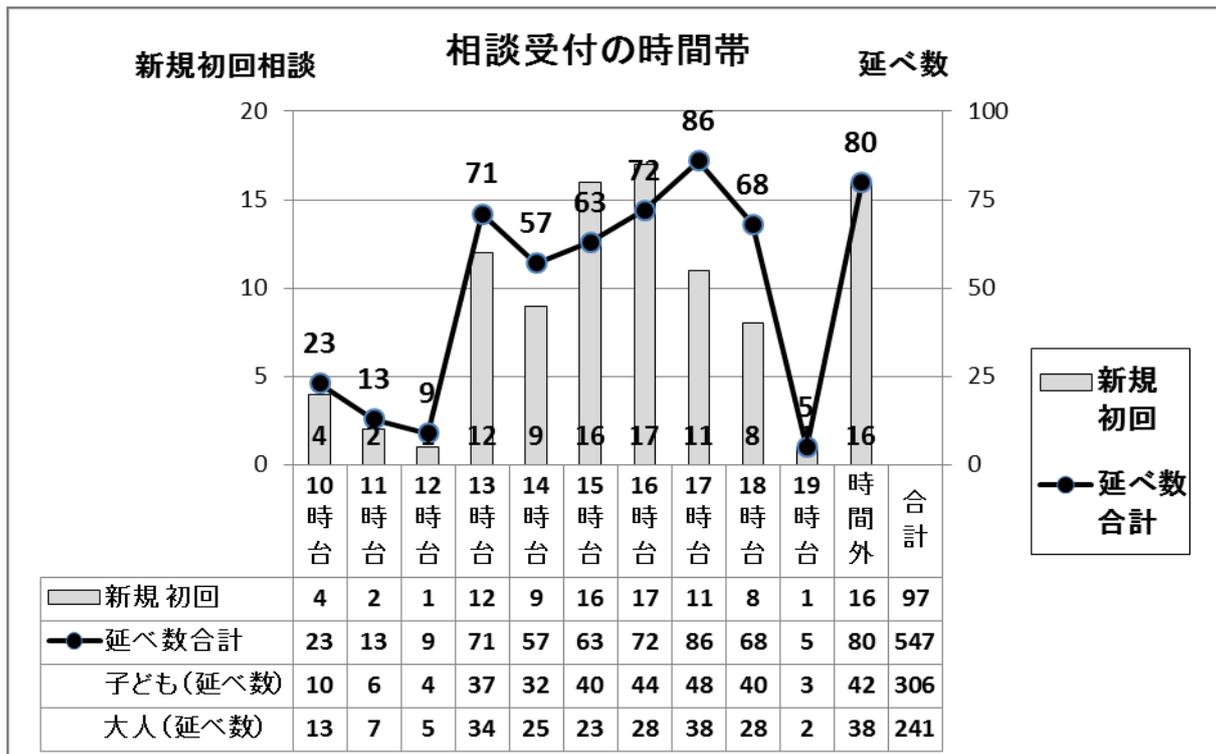
土曜と第1・3火曜 10:00～17:00 と周知している。

(4) 相談を受け付けた時間帯

新規相談で多く受付をした時間帯は、97件のうち、16時台が17件と最も多く、次いで、15時台が16件でした。

前年度同様、放課後の時間帯の相談が多い傾向でした。

【平成29年度・相談を受け付けた時間帯】



※相談できる時間

月～金曜 13:00～19:00

土曜と第1・3火曜 10:00～17:00と周知している。

手紙による相談は時間外とした。

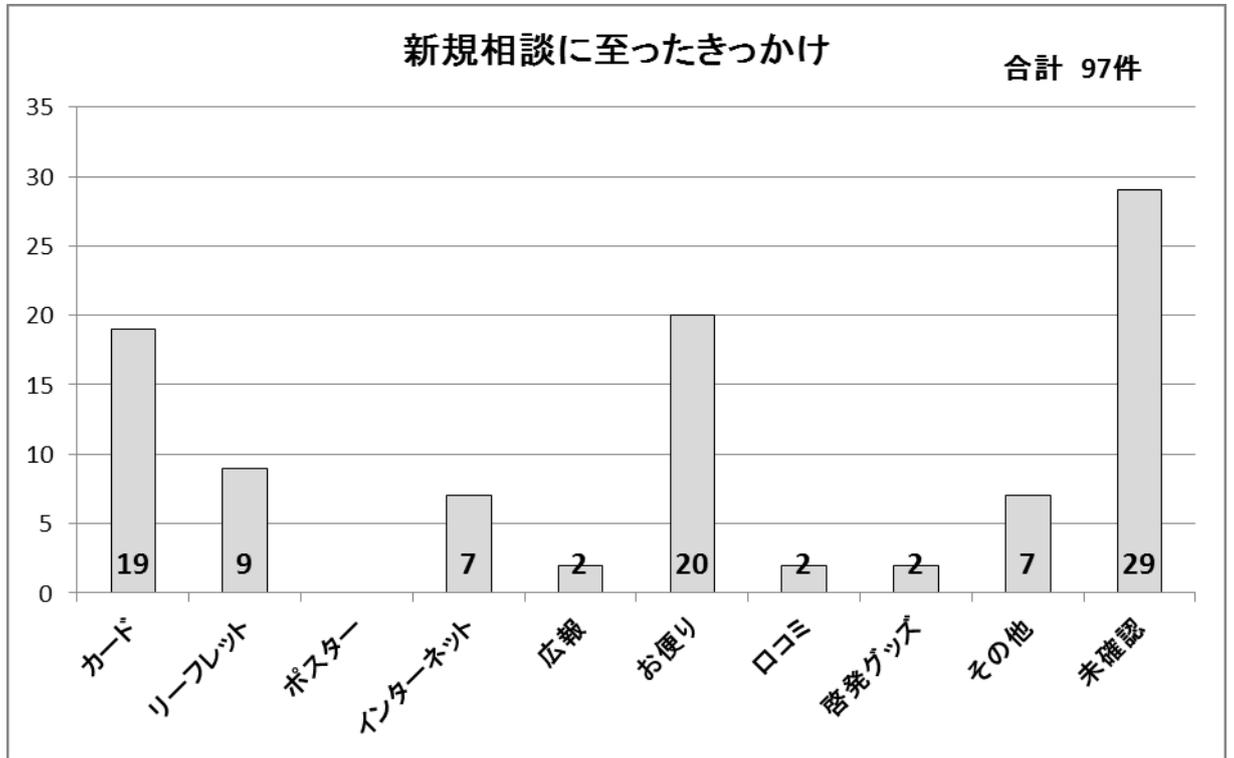
3 相談へのきっかけ

■新規相談に至ったきっかけ

新規相談 97 件のうち、相談に至ったきっかけとして、子どもの権利サポート委員会だより（お便り）が一番多く 20 件でした。お便りは、各学期ごとに発行し、市内小中高等学校でカード（ダイヤルカード）、リーフレット、啓発グッズとともに配布しています。次いで、カードは、19 件でした。カード、リーフレット、ポスターは市内各公共機関に設置しています。

市内小中高等学校での配布いただいたお便りやカード等が前年度同様、相談のきっかけにつながったものだと推測されます。

【平成 29 年度・新規相談に至ったきっかけ】



※カード（ダイヤルカード）、リーフレットは、市内の公私立小学校・中学校・高等学校を通じ配布を行った。

※啓発グッズは、市内の公私立小学校・中学校を通じ配布を行った。

※お便り（子どもの権利サポート委員会だより）をカード、リーフレット、啓発グッズ（小 3 クリアファイル、小 6・中 3 ボールペン）とともに配布を行った。

・啓発時期等は、第 2 章 1 広報・啓発一覧に掲載

4 子どもの権利サポート委員会活動

(1) 子どもの権利サポート委員会会議及びケース協議 開催回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
委員会 会議※1	1	2	2	1	2	2	1	2	2	0	0	2	17
ケース 協議※2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	23

※1 委員会会議(条例に定められた会議) 子どもの権利サポート委員会委員長が議長として会議を進め、子どもの権利サポート委員会の制度のことや、サポート委員会で決定する事項等を話合う。

※2 ケース協議 それぞれの事案(ケース)の担当委員や、相談員からの相談内容の報告を受けて、それぞれの事案について協議を行う。

※3 委員会会議は、主にケース協議終了後の開催とした。

■ 委員会会議議題 ■

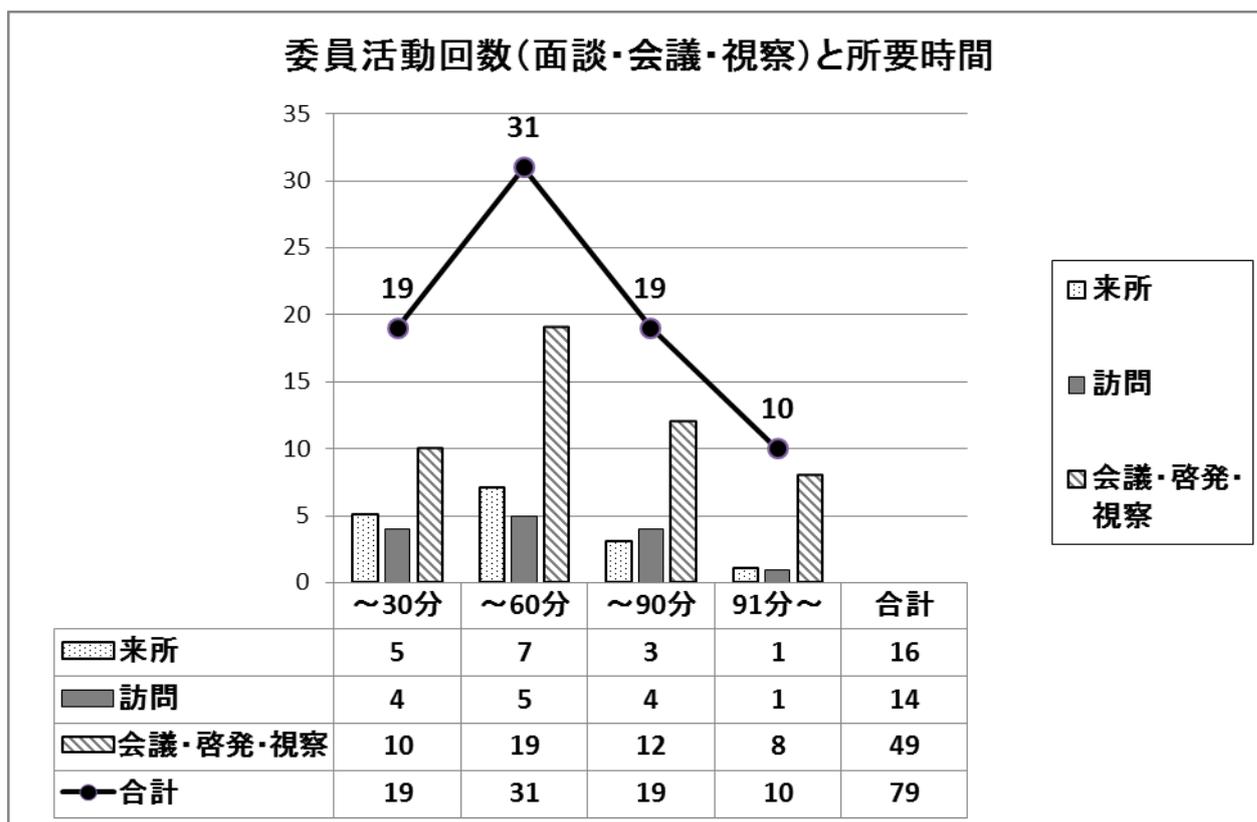
4月26日 ①	(1) 出前授業プログラムについて (2) 校舎長会への参加について (3) 子どもの権利サポート委員会活動・意見表明 (4) 居場所として来所する子どもへの対応について (5) SSWとの協議内容について (6) 昨年度の実績報告について (7) 子どもの権利サポート委員会だよりについて
5月10日 ②	(1) 子どもの権利サポート委員会活動・意見表明 (2) SSWとの協議内容について
5月24日 ③	(1) 子どもの権利サポート委員会活動・意見表明 (2) 活動報告書作成及び報告会の実施について
6月8日 ④	(1) 活動報告書作成及び報告会の実施について (2) 市広報番組からの取材について
6月28日 ⑤	(1) 活動報告会について (2) 出前授業について (3) 子どもの権利サポート委員会活動・意見表明 (4) 市広報取材について
7月12日 ⑥	(1) 活動報告会について (2) 出前授業について (3) 子どもの権利サポート委員会活動・意見表明 (4) 市広報取材について

8月2日 ⑦	(1) 活動報告会について (2) 出前授業について
8月21日 ⑧	(1) 活動報告会について (2) 出前授業について (3) 子ども委員会対応について
9月7日 ⑨	(1) 活動報告会について (2) 市広報取材について (3) 出前授業について
9月27日 ⑩	(1) 活動報告会について (2) 市広報紙掲載について (3) 出前授業について
10月11日 ⑪	(1) 市広報紙掲載について
11月9日 ⑫	(1) 市広報について（広報番組） (2) いじめ防止対策推進法における再調査機関について
11月29日 ⑬	(1) 子どもの権利サポート委員会活動について
12月13日 ⑭	(1) SSWとの協議について (2) 出前授業の取り組みについて (3) 3学期啓発について
12月27日 ⑮	(1) 3学期啓発について (2) お手紙による相談について
3月12日 ⑯	(1) 平成30年度活動について (2) 平成29年度活動報告書について
3月28日 ⑰	(1) 平成30年3月22日申立て受付分の審議 (2) 平成29年度活動報告会及び活動報告書について

(2) 子どもの権利サポート委員会の活動回数と所要時間

子どもの権利サポート委員会委員として、ケース協議や委員会活動された活動です。

【平成 29 年度・子どもの権利サポート委員の活動回数と所要時間】



※子どもの権利サポート委員会委員が活動したもの

- ・来所とは、相談者が子どもの権利サポート委員会（フレミラ宝塚）へ来ていただき、委員へお話を聴かせていただいているもの。
- ・訪問とは、学校等に出向き、相談や調整活動（代弁等）を委員により行ったもの。
- ・会議・啓発・研修とは、相談があったケース検討や、委員会会議、また、啓発としての講演会を委員より行ったもの。研修は、外部講師による研修などを委員が受けたもの。

(3) 関係機関への調査・調整活動

■申立て受付件数

1件

■発意による調査件数

0件

■調査件数

0件

■勧告・要請、意見表明件数

0件

■公表件数

0件

□調整活動（関係機関への働きかけなどを行ったもの）

9件（案件数）

- ・小学校4年
- ・小学校4年
- ・小学校5年
- ・小学校6年
- ・中学校2年
- ・中学校3年
- ・中学校3年
- ・高等学校2年
- ・高等学校2年

(4) 調整活動事例（相談事例）

※プライバシー保護のため、一部変更しています。

事例 1 生徒・保護者が学校と信頼関係を再構築したケース

相談者 中学生 Aさん

概要 ○授業中、教室内で私語をし立ち歩こうとしていた Aさんを指導した担任教師に対して興奮し「なにをするねん！近付くな！」等の暴言を浴びせて担任と掴み合いになった。バランスを崩した担任が教卓にぶつかり倒れ負傷した。打撲による痛みが酷く病院へ行き診断書をとった。

○巡回中の教頭が騒ぎに気づき駆けつけ Aさんは別室に連れて行かれた。

○その後 Aさんは教室に戻ることは担任に許されず不登校になった。

初回相談：保護者（母）から入電。相談員対応

Aさんが担任教師とのトラブルにより暴力をふるったため教室に入ることが担任から認められない。校長からの説明では「本人に対する懲戒ということではないが学校の秩序を維持し他の生徒の義務教育を受ける権利を保障するという点でしばらく別室登校となることを理解してほしい」と言われたが義務教育を受ける我が子の権利はどうなるのか不服に思っている。今は保護者の判断で学校には行かせず自宅学習をさせている。

何か問題が起これば Aさんのせいにされ一方的に謝罪させられてきたと担任と学校に対する不満を述べていた。担任への暴力に関して謝罪の言葉はなかった。

来所面談：Aさんと面談。サポート委員・相談員対応

時間をかけて Aさんの思いを聴く。担任とのトラブルの場面に関しては担任が先に腕を掴もうとしたのでやりかえそうとしたただけであった。自分も暴力を振るったことは悪かったがこのようなことになったのは日頃の担任の不公平な指導が悪いからであると主張し謝罪をするつもりはないと言った。自分だけが教頭先生に指導されたことも納得できない。Aさんの思いは今までどおり教室で授業を受けたい。

対応：Aさんの思いを傾聴し子どもの権利サポート委員会のしくみを説明。

学校への聴き取り・調整していくことをケース会議で決定した。

学校に登校できていないこと・教室に入れない現状について確認するためサポート委員・相談員が学校を訪問した。

[学校訪問において] サポート委員・相談員が伺う。対応は校長・担任・SSW。

Aさんは授業中において私語や不規則発言の多い生徒だった。小学生の時から様々な生徒とトラブルを起こしては暴力に発展することも多かった。Aさんの特徴の1つに普段はにこにこして明るい生徒であるが身体接触による刺激に強い不安やストレスを感じる感覚の過敏さがあり特に対人において自分が何かをされたのではないかと思うと相手が誰であれ、過剰に反応し暴

力をふるうことがあった。アスペルガー症候群の疑いが考えられるが医師の診断等に関して保護者は否定的な考えであるということだった。Aさんが問題行動を起こすたびに、校内で担任を中心に会議を開きAさんに対する対応方法を協議してきたが効果的な指導方法を見出せないままであった。今回に関してAさんは「担任が先につかんできた。自分は悪くない」と言い張るばかりであり謝罪の言葉も一切なかった。Aさんと担任の話に食い違いがあるため校長が担任と保護者との話し合いを求めたが母親は「先生や他の生徒に悪いことをした」という認識はなく「我が子は被害者である」と考え学校の指導には理解を示さなかった。また「担任の指導の仕方が悪いからだ。学校も担任も信頼できない」と言い来校には応じなかった。

今回担任が受傷するという事態になりこのような状況ではいつ何時他の生徒に危害が及ぶかわからず学校としても対応に困っている。他の多くの生徒の教育を受ける権利も保障しなければいけないと校長は述べられた。Aさんからの暴力を怖いと感じている生徒が増えており、クラス運営に支障がでてきているためAさん含めどうやって一人一人の生徒を守っていくかと担任は考えている。このままAさんが登校できない状況が続くことはよくないが再登校した際に、クラスをどのようにまとめていけるか悩んでいると担任は述べられた。

学校としては義務教育なのでAさんをできるだけ早く教室に戻したい。校長や教頭が教室に付き添い見守りを行うなど体制を整えるということになった。

サポート委員会がAさんとの面談を積み重ねることや理解が得にくい保護者に対して受容的な態度で丁寧に対応することを共通理解した上で時間をかけて親子の理解を求めることを目指した。またSSWは日常的に担任や校長と密接に連携し、情報共有することでスムーズな対応ができるよう役割を分担した。

経過①Aさんが毎日、校長室に登校し、校長と暴力行為に関する対話を続けることがAさん自ら自分の内面をみつめるきっかけになり人間関係の再構築につながった。また校長室では校長が学力保証もおこなった。

経過②学校を巡回する児童精神科の医師による専門的な指導・助言により校長がAさんの問題行為のきっかけや対応方法を正しく理解することに努めた。

経過③母親はサポート委員会で自分の生い立ちを語り、学校や教員に対して不信感を抱いていることが分かった。

経過④親子と校長の信頼関係が深まるにつれ学校に対する信頼関係も徐々に良くなっていった。

経過⑤SSWが、担任の思いを受け止めると共に担任としてとるべき対応やAさんへの接し方のアドバイスを続けた。また担任の考える解決方法を承認し速やかに校長・サポート委員会と連携を図り解決の方向性を助言した。

経過⑥Aさんの暴力的な特徴をふまえて教室に同行するサポーターの先生の配置など教育委員会と管理職の連携、相談がスムーズに行われ学校全体として方針が組織化されていった

経過⑦Aさん・サポート委員会・校長と面談をした際、Aさんから暴力を振るった担任に対し謝罪したい、教室に戻りたい、そのために今後暴力を振るわないよう自制心を働かせたいと決意を表明する言葉が聞けた。

経過⑧校内・SSW・サポート委員会の適切な役割分担が功を奏し、Aさんはクラスに戻り学校に通うことが再開した。

事例 2 相談者と相談員とのやりとりの中で解決した事案

※プライバシー保護のため、一部変更しています。

【相談者】 高校生

【相談内容】(来所相談)

初回は、人間関係のことで…との相談であったが、その後、1年3か月余り、自身が困ったと感じたときには、ときどき相談室を訪れて、その時の友人関係や家族のこと、恋愛、クラブや勉強などで、気持ちがしんどくなったことも語ってくれた。

【対応】 毎回、本人のペースに合わせて、気持ちをじっくり聴いて受け止め、どうしたいかを一緒に考えていった。人間関係のことでクラブを辞めようかと悩んでいるときには、人との距離感がむずかしいと話す本人の気持ちを受け止めていると、その後、自身でクラブを辞める決断ができたと報告してくれた。また、自分は褒められることがない、何でも色々と考えすぎてしまい、しんどいと話していたが、話をしていると、本人にはたくさんできることがあったため、自信が持てることを一緒に考えていった。次第に、自分の描いた絵や学校のテストの成績を見せたり、学校で自分の作文が選ばれたことを嬉しそうに報告してくれるようになった。そして、自分の趣味やアルバイトなどをしたり、進路についていろいろ考えたりと、徐々に自信を持てるようになっていった。本人が来てくれたときにはいつも温かく迎え、粘り強く面談を重ねていったことが、本人の自信につながっていった。その後、来所することはなくなったが、同じ建物の中の自習室を利用したりと、元気な姿が見られるようになった。

【相談者】 中学生

【相談内容】(電話相談)

最近ストレスからか、家ではすぐにイライラして家族とけんかになってしまう。学校は楽しいが、クラスでBさんからからかわれているCさんがいて気になっている。あるクラスメイトが、担任にそのことを話したところ、担任はCを呼び出した。その後、Cさんが、「だれが先生に話したのか？」とクラス内で言ったため、だれも言い出せなくなり、とても気になっている。

【対応】 まずは、本人の気持ちを受け止め、「イライラしてしまう時にはどうしたらよいか」を一緒に考えるうちに、「友達と一緒に過ごすようにする」と相談者から話してくれた。また、クラスでの問題については、「あなたはどうなったらよいと思う？」と話を続け、いろんな方法があることを一緒に確認した。そして、クラスにはそのことを嫌だと思っている生徒が他にもいることなどから、「クラス全体でその問題について話ができるようになったらいい、Bさんや担任にも話してみようかな」と相談者は話し、「頑張ってみます、話をして気が楽になった」と、電話を終えた。

数日後、「イライラは落ち着いた。からかわれているCさんと話したら、気にしていないと言っていた。また、からかう側のBさんと話すと、もうCさんをからかうのはやめると言ってくれたので、ほっとした」と再度、相談者から明るい声で電話があった。サポート委員会に電話をして話をすることで行動できた様子であった。また困ったことがあれば相談してねと伝えた。

【相談者】小学生（高学年）

【相談内容】（電話相談）

友人Dさんとは仲がよいが、今日、学校でDさんがふざけて相談者のふでばこをとった。腹が立ったので、Dさんを追いかけて叩いてしまい、そこから取っ組み合いの喧嘩になってしまった。いけないことだと思い、先生に見られる前に、けんかをやめた。Dさんとは普段親しくしているが、たまにDさんは不愉快な行動をとる。でも、Dさんのことが気にかかっている。

【対応】 まず、お互いが自制し、喧嘩をやめられたことはえらかったと褒めた。「自分から謝る気持ちになれないが、Dさんも今日のことを気にしているのではないかと少し心配だ」と本人の気持ちを聴くことができたため、どうしたらいいかを一緒に考えた。そして、「Dさんも今日の喧嘩のことを気にしている様子であれば、Dさんと学校で顔を合わせたときに謝ってみます」と本人から話が聴けたため、うまくいかないときには再度電話をもらうこととして、電話を終えた。

【相談者】小学生（低学年）

【相談内容】（電話相談）

妹が相談したいことがあると兄が電話口に出た後、すぐに妹に代わった。今日学校で、クラスメイトのEさんに嫌なことを言われた。ノートをきれいに書いたら担任からシールをもらえるのだが、そのシールを何枚持っているかを聞かれ、「あまり持っていない」と言うと、シールが少ないことをからかわれて悲しかったと、話してくれた。

【対応】 ていねいに話を聴きながら、「あなたはどうしたいかな？」と一緒に考えた。Eさんとは普段、話ができる間柄とのことであったため、嫌なことを言われて悲しかったと自分の気持ちを伝えてみるということになった。もしうまくいかなければまた電話してねと伝え、電話を終えた。

【小学校3年生全員に啓発グッズのクリアファイルと一緒にお便りのフォームを配ったところ、郵便でたくさんの相談のお便りが来ました。その一部を紹介。】

- Fさんと友達になりたいけど、どうしたら、友達になれますか？
- 友達と遊ぶ約束をしたのに、Gさんから「その約束を断って自分と遊ぼう」と言われた。みんなで仲良くするにはどうしたらよいですか？
- よくお母さんに怒られるけど、弟は悪いことをしてもあまり怒られません。同じように怒ってほしいです。
- 友達とけんかして、私は仲直りをしたいのに、友達はまだ仲直りしたくないと言います。どうしたらいいか、いいアドバイスをしてください。
- 学校で嫌なことをされるので、そのことを注意したのに、聞かなかつたふりをされたのが嫌です。どうすればそれがなくなるかを一緒に考えてもらえませんか？
- からかわれたりするのが嫌で悩んでいます。

お返事は、まず、相談してくれてありがとうと伝え、解決方法の投げかけをしながら、うまくいかなければ、またお手紙や電話をしてねとお返事しました。お返事をした後に、うまくいきました、解決しましたというお手紙をもらいました。

5 平成 29 年度子どもの権利サポート委員会活動状況について

平成 26 年 11 月 1 日から子どもの権利サポート委員会条例施行し、活動をはじめ、3 年半が経過しました。活動年数はまだまだ浅いですが、平成 26 年度からの実績については下記のとおりでした。

平成 26 年度 新規相談件数 27 件
(11 月～開始) 延べ相談件数 122 件

平成 27 年度 新規相談件数 74 件、前年度よりの継続件数 (4 件、別途)
延べ相談件数 386 件

平成 28 年度 新規相談件数 62 件、前年度よりの継続件数 (17 件、別途)
延べ相談件数 386 件

平成 29 年度 新規相談件数 97 件、前年度よりの継続件数 (15 件、別途)
延べ相談件数 547 件

この間の実績数について、平成 29 年度は相談件数が大幅に伸びています。継続した啓発活動や新たな周知方法等で、子どもたちに相談してもいいことを広報でき、制度が浸透してきたことを感じています。今後も、身近に相談できる機関であること、一人でも多くの子どもたちにとって安心できる場であることを、継続した広報活動を通じ周知していきたいと思えます。

今年度も引き続き、子どもたちへのお便り (子どもの権利サポート委員会だより)、リーフレット、ダイヤルカード、啓発グッズの配布をはじめ、より充実した周知活動に努めるとともに、地域や学校などでの啓発を拡げていくことを検討します。

第2章 広報・啓発活動

1 広報・啓発活動一覧

平成29年度活動広報啓発活動

取組内容	対象	時期	方法
ダイヤルカード配布	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計48校）に通う子ども	5月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布
サポート委員会だよりの発行 小・中（第7号）高（第5号）	市内の小・中・高等学校・養護学校（公・私立）（計48校）に通う子ども	5月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布（ダイヤルカードとともに配布）
活動報告会		9月	9/16（土）平成28年度子どもの権利サポート委員会活動報告会を実施（基調講演「SOSが出せない今の子どもたちの現状」）
リーフレット配布	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計48校）に通う子ども	10月、11月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布
サポート委員会だよりの発行 小・中（第8号）高（第6号）	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計48校）に通う子ども	10月、11月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布（リーフレットとともに配布）
行事参加	イベント参加者へ啓発用品配布、アンケート実施	10月	10/28フレミラ秋まつりに参加（クイズラリー） アンケート実施「困ったとき誰に相談しますか？」
子ども施策と地方自治全国自治体シンポジウムへ参加		10月	10/1,10/2 越前市にて開催
行政情報モニターによる周知	窓口サービス課前行政モニター	10月～3月	窓口サービス課前行政モニターに子どもの権利サポート委員会案内を放映
小学校社会見学	赤布小学校2年 フレミラ社会見学	11月	社会見学（フレミラ見学）時に、子どもの権利サポート委員会室内見学及び説明
広報12月号特集		12月	子どもの権利サポート委員会について 宝塚市広報特集版に掲載
広報番組「知ってよ！宝塚」		12月	宝塚北高等学校演劇科生徒さんのご協力による広報番組制作、放映（Youtube）「宝塚市子どもの権利サポート委員会」
FMたからづか出演		12月	FMたからづか ゲストコーナーに出演「子どもの権利サポート委員会について」インタビュー
啓発グッズの配布（クリアファイル）	市内の小学校（公・私立）・養護学校（計28校）に通う小学3年生の子ども	1月	学校を通じて対象児童生徒に配布
手紙フォームの配布	市内の小学校（公・私立）・養護学校（計28校）に通う小学3年生の子ども	1月	学校を通じて児童生徒に配布（啓発グッズ（クリアファイル）に挟み込んで対象者に配布）
サポート委員会だよりの発行 小・中（第9号）	市内の小・中学校（公・私立）、養護学校（計42校）に通う子ども	1月、2月	学校を通じて児童生徒に配布（啓発グッズとともに配布）
啓発グッズの配布（赤ボールペン）	市内の小・中学校（公・私立）（計39校）に通う小学6年生及び中学3年生の子ども	2月	学校を通じて対象児童生徒に配布
リーフレット、ダイヤルカード	市内施設への設置依頼	年中	市内各公共施設へ設置
手紙フォーム	市内施設への設置依頼	年中	市内各公共施設へ設置
広報紙へ掲載	相談窓口	年中	
HP掲載	サポート委員会について	年中	随時情報を更新
Facebook	子どもの権利サポート委員会	年中	随時情報を更新

視察

取組内容	視察	時期	内容
視察受け入れ	宝塚市子ども委員会	8月	8/25「いじめ」をテーマにしたグループによる施設見学・視察
視察受け入れ	茅ヶ崎市 市議会議員	2月	2/6宝塚市子どもの権利サポート委員会について（他、子ども条例等）

関係機関

取組内容	関係機関	時期	内容
情報交換	SSW（青少年センター）	5月、2月	SSW会議出席による情報交換等

今後も継続した広報、啓発活動を行っていきます。

2 配布物

◆周知用カード

2017

こんなとき…話してみてね。

ちょっと話したい
困った、おこられた
いじめにあった
友達とけんかした
しんどい、つらい
どうしよう…

お電話でも来てくれてもいいよ！
何でもお話してみてね。
子どもの気持ちを大切にします。

無料相談電話
0120-931-170
携帯・公衆電話OK

ひみつはまもります

宝塚市
子どもの権利
サポート委員会
(子ども悩み相談)

どんなお話でもいいよ

あいている日と時間
月～金曜日 13時～19時
土曜日、第1・3火曜日
10時～17時

年末年始、日・祝日はお休みです。

たからづか かい めふ ひがし ちよう
プレミア宝塚2階(売布東の町12-8)

◆周知用ポスター

宝塚市
子どもの権利サポート委員会

相談を聴く
一緒に考える
調べる・助ける
解決

ひみつは守るよ！
電話でもいいの
事でも大丈夫だよ
話しはじっくり
きこよ
解決に向けて関係
する人に努力・協力
してもらおうよ！

ほっとできるように一緒に考えてみませんか？

受付方法：電話、来所
受付時間：月～金曜日 13時～19時
土曜日 10時～17時
ただし、第1・3火曜日は10時～17時
年末年始、日・祝日はお休みです。

場所：プレミア宝塚2階
〒665-0827 宝塚市売布東の町12番2号

0120-931-170

宝塚市ホームページ
http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/

お問合せ
宝塚市子どもの権利サポート委員会事務局
TEL 0797-91-2001

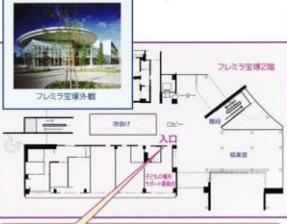
◆周知用リーフレット

宝塚市

子どもの権利サポート委員会とは

「宝塚市子どもの権利サポート委員会」は、宝塚市子どもの権利サポート委員会条例により、行政機関からの独立性が確保され子どもの権利救済を図るために設置された第三者的に子どもに寄り添う専門機関です。

宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども及び18歳未満の子どもが通学等できる施設(高等学校、高等専門学校等)に通う19歳までの者を対象とし、子どもの気持ちを早期に受け止め、相談に応じるだけでなく、子どもの最善の利益を実現していくことを目的とし、関係機関との調整を行ったり、救済の申立て等により、調査したり、関係機関への協力や改善を求めています。子ども自身が本来持っている力を十分に発揮できるよう、問題解決に向けた支援を行います。



子どもの権利サポート委員会

子どもの権利サポート委員会のお部屋です。

相談するには？

電話をする

0120-931-170

携帯・公衆電話からも無料です

会って話をする

直接相談室に来てください。
あなたの近くに出かけて行くこともできます。

手紙を書く

手紙での相談は下記住所まで送ってください。
(くわしくはホームページにて)

対象となる人

- 宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども
- 18歳未満の子どもが通学等できる高校等に通う19歳までの者

(相談はどなたからでもできます)

相談できる曜日と時間

月曜～金曜：昼1時から夜7時まで
土曜と第1・3火曜：朝10時から夕方5時まで
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

場 所

プレミラ宝塚2階

T665-0867 宝塚市売布東の町12番8号
阪急電鉄売布神社・中山観音駅から歩いて10分
阪急バス福祉コミュニティプラザ前下車すぐ



宝塚市

子どもの権利サポート委員会



無料相談電話 **0120-931-170**

携帯・公衆電話OK



2017

ひとり なや なん はなし

一人で悩まないで、何でもお話してみてね!

こんなとき…

- ちょっと話したい。
- つらい、苦しい、困った。
- いじめられている。
- どうしたらいいかわからない。
- だれにも言えない。

相談はどなたからでもできます

自分のことではなく
友達のことでも大丈夫です



子どもの権利サポート委員会

子どもの権利サポート委員会

無料相談専用電話

0120-931-170

子どもの気持ちを一番大切にします。
直接相談室にも来てくださいね。

解決

- 元気になった
- どうすればいいかわかった
- ほっとした
- 安心した、もう大丈夫

困ったことがあれば、また相談してください。
相談が終わっても、必要があれば関係する人たちの見守り支援をお願いできます。

話してみてね

- 友だちのこと
- 学校のこと
- 家族のこと
- 自分のこと

● パイト先のことなど…
うまく話せなくてもいいよ。
どんなことでも話してみてね。

いっしょに考える

- あなたの気持ちをじっくり聴きます。
- あなたにとって一番よい方法をいっしょに考えていきます。

勧告・意見表明・要請

● 必要な場合は協力してもらう人、関係する人に、こうなればもっとよくなる等、改善を求めることができます。

調べる・協力を依頼する

● あなたといっしょに考えたことを、関係する人に話を聞いたりして、解決に向けて協力をお願いできます。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

◆啓発グッズ

①小学3年生 クリアファイル

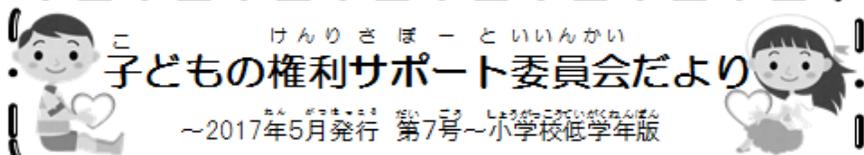


②小学6年生、中学3年生 赤ボールペン



◆子どもの権利サポート委員会だより

小学生低学年版



新しいクラスや先生、お友達には慣れましたか？

★家からサポート委員会に電話をかけてお話ししてみよう！

電話機を持つ⇒番号(0120931170)を押す。⇒呼出音の後に、「子どもの権利サポート委員会です！」とおこたえしますので、話してみてもいいよ。

※相談できる時間以外はテープの音が流れます。
ニュース! お手紙での相談もできるようになりました！

くわしくはホームページを見てね！「たからづかきっす」で探してみてもいいよ。

こんなお電話があったよ

- 友達に、仲間に入れてと言ってみたけど断られたのだから。
- 自分の悪口をコソコソと聞かれていやだ。

ほっとひといき！なぞなぞコーナー (答えは次のページよりホームページを見てね)

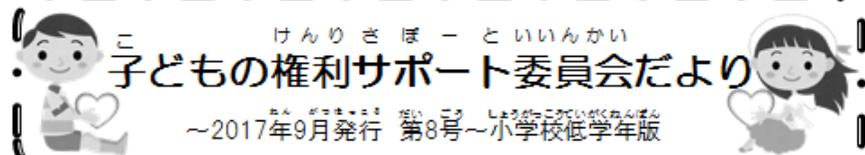
★たべるとお父さんのことがきらいになるくだものはなにか？

☎ 0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
 宝塚市赤布東の町12番8号フレミラ宝塚2階

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることを説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



小学生低学年版



夏休みはどうでしたか？新学期聞いてほしい話はありませんか？

★公衆電話からサポート委員会に電話をかけてお話ししてみよう！

公衆電話の受話器を持つ⇒10円玉を入れる(後で戻ってきます)⇒番号(0120931170)を押す。⇒呼出音の後に、「子どもの権利サポート委員会です！」とおこたえしますので、話してみてもいいよ。電話がおわって受話器をおくと金に戻ってきます。 ※相談できる時間以外はテープの音が流れます。

お手紙での相談も行っています。持っているびんせんなどで書いてもいいよ。下の住所まで送ってね。

ほっとひといき！なぞなぞコーナー (答えは次のページよりホームページを見てね)

★子どもが好きなお茶はなにか？

前問のなぞなぞの質問と答え: 食べるとお父さんのことがきらいになるくだものはなにか？→パプリカ

☎ 0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
 往先: 〒665-0867 宝塚市赤布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
 子どもの権利サポート委員会

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることを説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



小学生低学年版

こ けんり いいんかい
 子どもの権利サポート委員会だより
 ~2018年1月発行 第9号~小学校1・2年生版

電話をかけてみよう!

フリーダイヤル (0120) きゅーさいいーなまる (931170)

おぼえてね!

電話ベルが「はい、子どもの権利サポート委員会です」

「あのね・・・きょうね、こんなことがあったよ・・・!」

電話を終えて・・・

「自分で電話できたよ! 話せてよかった。自分のことを書いてもらえた!」



ほっとひといき! なぞなぞコーナー (答えは次のおたよりかホームページをみてね)

★食べる安心するケーキはなにかな?

前回のなぞなぞの質問と答え: 子どもが好きなお茶はなにかな? → おもちや

子どもの権利サポート委員会が、広報たからづか 12月号に特集されました!

また、広報番組「知ってよ! 宝塚」にはPR動画がアップされました。どちらも宝塚市のホームページからみれますので、おうちの人といっしょにぜひみてね!

感想きかせてね!

お手紙を書いてもいいよ。下の住所に送ってね。

0120-931-170 月~金曜日 13時~19時
 (日・祝・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時~17時
 住所: 〒885-0867 宝塚市赤布東の町12番8号プレミア宝塚2階
 子どもの権利サポート委員会

※保護者の方のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が重く子どもの話を聴きたいということをお返しています。

こ けんり いいんかい
 子どもの権利サポート委員会だより
 ~2018年1月発行 第9号~小学校3年生版

3年生のみなさん、啓発グッズのクリアファイルをぜひ使ってね!

中にはさんでいるお手紙を送ってみてね。

家にあるびんせんに書いて下の住所に送ってもいいよ。お返事は電話かお手紙かを選んでね

こんなこと、おしえてね!
 手紙さのかわいいお手紙が届いてとてもうれしかったです! (相談員より)

今日はなんだかさびしいな、友だちから言われていやな気持ちになっちゃった、友だちのことが心配で・・・、先生に話したけど・・・、だれかに聞いてほしいな・・・など



☆手紙を送った人の感想☆

わあ、へんじがきた! うれしい! ほっとした! すっきりした!

ひみつはまもるよ!

ほっとひといき! なぞなぞコーナー (答えは次のおたよりかホームページを見てね)

★食べる安心するケーキはなにかな?

前回のなぞなぞの質問と答え: 子どもが好きなお茶はなにかな? → おもちや

子どもの権利サポート委員会が広報たからづか 12月号に特集されました! また、広報番組「知ってよ! 宝塚」にはPR動画がアップされました。どちらも宝塚市のホームページからみれますので、ぜひみてね!

感想きかせてね!

0120-931-170 月~金曜日 13時~19時
 (日・祝・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時~17時
 住所: 〒885-0867 宝塚市赤布東の町12番8号プレミア宝塚2階
 子どもの権利サポート委員会

※保護者の方のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が重く子どもの話を聴きたいということをお返しています。



けんりさぽーといいんかい
子どもの権利サポート委員会だより

～2017年5月発行 第7号～小学校高学年版



新しいお友達はできましたか？学校や家、お友達と遊んでいて困ったなあと思ったら、0120-931-170に電話をかけてお話してみてね！番号を押したら、呼出音の後に「子どもの権利サポート委員会です！」と電話に出るので、なんでも話してみてね。うまく話せなくてもいいよ。お電話かけてみてね。※相談できる時間以外はテープの音が流れます。

ニュース!

- お手紙での相談もできるようになりました。
(くわしくはホームページを見てね！「子どもの権利サポート委員会」で検索してみてね。)
- フェイスブックを開設しました。

こんなお電話があったよ

- 自分だけ遊びの仲間に入れてくれなくて悲しい。
- クラスメイトにイヤなことを言われた、など・・・

ほっとひと息！なぞなぞコーナー (答えは次のおたよりかホームページを見てね)

★おじいちゃんとする球技はなにかな？

☎ 0120-931-170

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

月～金曜日 13時～19時

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

宝塚市赤布東の町12番8号プレミア宝塚2階

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



けんりさぽーといいんかい
子どもの権利サポート委員会だより

～2017年9月発行 第8号～小学校高学年版



～夏休みはどうでしたか？新学期、あなたやお友達は元気かな？～

お電話で、何でもお話してみてね。あなたのことでいいし、お友達のことでもいいよ。お友達と楽しく過ごせているかな？SNS(ラインやツイッターなど)やお友達とのことで、誰にも相談できなくて困っていることはないかな？

公衆電話から子どもの権利サポート委員会に電話をかけてお話してみよう！

※携帯電話を持っていたら携帯電話からもかけられるよ。どちらもお金はかかりません！

公衆電話の受話器を持つ⇒10円玉を入れる(後で戻ってきます)⇒番号(0120931170)を押す。⇒呼出音の後に、「子どもの権利サポート委員会です！」とお伝えしますので、話してみよう！うまく話せなくてもいいよ。

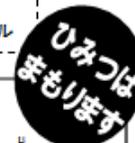
電話がおわって受話器をおくとお金が戻ってきます。※相談できる時間以外はテープの音が流れます。

お手紙を送ってなくてもいいよ。家にあるびんせんに書いてもOKです。下に書いてある住所まで送ってね！

ほっとひと息！なぞなぞコーナー (答えは次のおたよりかホームページを見てね)

★かけたり、だったり、つぶしたりするものってなにかな？

前回のなぞなぞの質問と答え：おじいちゃんとする球技は何かな？→ソフトボール



☎ 0120-931-170

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

月～金曜日 13時～19時

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

住所：〒685-0887 宝塚市赤布東の町12番8号プレミア宝塚2階

子どもの権利サポート委員会

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

けんり いいんかい
子どもの権利サポート委員会だより
 ~2018年1月発行 第9号~小学校4・5年生版

みなさんは、こんなときにはどうしますか？

＜クラスメートが自分の机をよごしちゃったとき・・・＞

- ① だいじょうぶという。
- ② 何も言わず、そのことを忘れる。
- ③ あやまってほしいとその子に言う



自分がすっきりする方法はどれでしょう？**答えはどれも正解です！**

親や友達には言いにくいけど、こんなこと、だれかに聞いてほしいなあって思う時、お電話してもらえたらうれしいです。誰かに話すと気持ちが整理できて、すっきりしたりホッとしたりします。名前は言わなくてよいので、安心して話してみてくださいね！
 ゆっくり自分のペースでお話できるよ。 **ひみつはまもりまます！**

ほっとひといき！なぞなぞコーナー（答えは次のおたよりかホームページを見てね）

★よんでもよんでも返事をくれないものはなあに？

前回のなぞなぞの質問と答え：かけたり、たったり、つぶしたりするものってなにか？→時間

子どもの権利サポート委員会が広報たからづか 12月号に特集されました！また、広報番組「知ってよ！宝塚」にはPR動画がアップされました。どちらも宝塚市のホームページからみれますので、ぜひみてね！



感想きかせてね！

ひみつはまもりまます

☎ 0120-931-170

月～金曜日 13時～19時

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

（日曜・祝日・年末年始はお休みです）

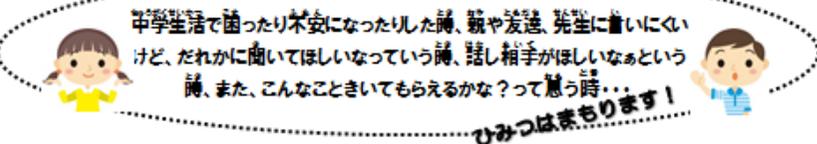
お手持での相談もできます 住所：〒685-0867 宝塚市赤布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
 子どもの権利サポート委員会

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

けんり いいんかい
子どもの権利サポート委員会だより
 ~2018年2月発行 第9号~小学校6年生版

もうすぐ中学生ですね！

宝塚市に住んでいる、または宝塚市内の学校に通っている子どもは、中学生になってもサポート委員会に相談できます！配布のポールの電話番号を見て電話してね。



誰かに話すと気持ちが整理できて、すっきりしたりホッとしたりします。名前は言わなくてよいので安心して話してみてくださいね！ゆっくり自分のペースでお話できます。

ほっとひといき！なぞなぞコーナー（答えは次のおたよりかホームページを見てね）

★よんでもよんでも返事をくれないものはなあに？

前回のなぞなぞの質問と答え：かけたり、たったり、つぶしたりするものってなにか？→時間

子どもの権利サポート委員会が広報たからづか 12月号に特集されました！また、広報番組「知ってよ！宝塚」にはPR動画がアップされました。どちらも宝塚市のホームページからみれますので、ぜひみてね！



感想きかせてね！

ひみつはまもりまます

☎ 0120-931-170

月～金曜日 13時～19時

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

（日曜・祝日・年末年始はお休みです）

お手持での相談もできます 住所：〒685-0867 宝塚市赤布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
 子どもの権利サポート委員会

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



けんりさぽーといいんかい
子どもの権利サポート委員会だより

～2017年5月発行 第7号～

あたらしいクラスや先生、お友達には慣れましたか？

★家からサポート委員会に電話をかけてお話してみよう！

電話機を持つ⇒番号(0120931170)を押す。⇒呼出音の後
に、「子どもの権利サポート委員会です！」とおこたえしますの
で、話してみてください！うまく話せなくてもいいよ。

※相談できる時間以外はテープの音が流れます。

ニュース!

お手紙での相談もできるようになりました！

くわしくはホームページを見てね！「たからづかきっず」で探してみてください

こんなお電話があったよ

- 友達に、仲間に入れてと言ってみただけで断られたのでかない。
- 自分の悪口をコソコソと言われていやだ。

☎ 0120-931-170

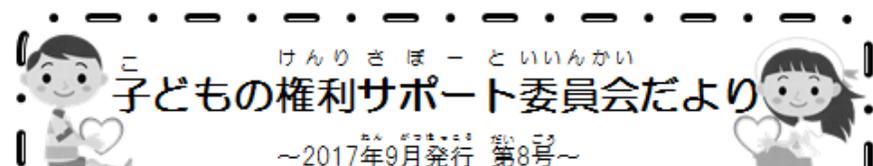
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階

ひみつは
まもります

※保護者の方のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることを説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



けんりさぽーといいんかい
子どもの権利サポート委員会だより

～2017年9月発行 第8号～

夏休みはどうでしたか？

新学期、困ったことや、聞いてほしい話
ありますか？じょうずにしゃべれなくても
かまいません。



おうちの人に電話をかけてもらってから、代わってお
話してもいいよ。相談は1回だけでもいいし、何回し
ても、同じ話でもいいです。お金はかかりません。
おうちの人と一緒に、直接来てくれてもいいです。

お手紙での相談も行っています。持っているびんせ
んなどで書いてもいいよ。下の住所まで送ってね。

☎ 120-931-170

月～金曜日 13時～19時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

住所：〒665-0887 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階

子どもの権利サポート委員会

ひみつは
まもります

※保護者の方のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることを説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



だれかにきいてほしいな、話し相手がほしいな…という時はありますか？

だれかに話すとすっきりしたりホッとしたりできます。なんでも話してみてね！安心して自分のペースでお電話してください。

たとえば…友だちに言われたことでかなしい気持ちになった、けんかしちゃった、おこられた…など

子どもの権利サポート委員会が、広報たからづか 12月号に特集されました！
また、広報番組「知ってよ！宝塚」にはPR動画がアップされました。どちらも宝塚市のホームページからみれますので、ぜひ見てください！

お手紙での相談も行っています。下の住所まで送ってくださいね。



ひみつは
保もります

☎ 0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
住所：〒665-0867 宝塚市赤布東の町12番8号プレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会

※保護者の芳名のご相談もお受けしていますが、解決の主体は“子ども”であることを説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聴きたいということをお伝えしています。

けんりさぼーと いいんかい
子どもの権利サポート委員会だより
 ~2017年5月発行 第7号~ 中学生版

新緑の美しい季節になりましたね。ゴールデンウィークはいかがお過ごしでしたか？
 部活動に打ち込んだりお友達と遊びに行ったり、ご家族と過ごしたり・・・
 それぞれのゴールデンウィークを過ごされたことと思います。

コラム

さて今日は、SNSについて書こうと思います。
 最近、Instagramやフェイスブックを使っているみなさんも少なくないようですね。その中でお友達がおしゃれでカワイイ写真やステキな写真を投稿しているのに、自分には投稿するネタがなくて、落ち込むという声も聞きます。また、友達SNSに楽しそうな写真があると、どうして誘ってくれなかったんだろうと不安になったり。話題に取り残されたくなくて、常にSNSをチェックしてしまうことで、時間を無駄に使うことも・・・
 「リア充」な毎日を送っているかのように、すこし盛ったものを投稿してしまったり見せたりして、なんだか疲れるなあと感じる「SNS疲れ」になっている方も中にはおられるかもしれません。
 そんな時、対面で会話をすると、少しホッとできるかもしれません。みなさん、お友達と対面で会話することも楽しんでください。
 そして子どもの権利サポート委員会ではSNS疲れになっているみなさんのちょっとした悩みやお気持ちもお聞きます。いつでもお電話してください。
 ※手紙相談も受け付けています。
 今回一緒に配布したダイアルカードは生徒手帳・財布などに入れてもらえたら嬉しいですよ。

子どもの権利サポート委員会では
Facebook を開設しました
 ぜひ見てくださいね！



☎ 0120-931-170

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

月～金曜日 13時～19時

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階

ひみつは
 まもります

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

けんりさぼーと いいんかい
子どもの権利サポート委員会だより
 ~2017年9月発行 第8号~ 中学生版

みなさんこんにちは。9月に入っても暑い日が続きますが、夏バテなどせず、お元気でお過ごしでしょうか？行事、時期は各学校によりますが夏休み後の学校では体育大会や文化祭といったクラスの絆を強めるイベントが控えているのではないのでしょうか。クラスでイベントを乗り越えることで今まで、あまり知り合えていなかった同級生たちも交流が生まれることもありますね。とはいえ、やはり夏休みが終わってしまったのはさみしいものですね。夏休みを満きつした人も宿題に追われた人も、受験に向かって勉強に集中した人も、部活に青春をぶつけた人ももっともっと色々すれば良かったなあなんて気持ちもあるのではないのでしょうか？お友達同士、隣の席の人間同士で「夏休み・夏休み明けあるある！」で夏休み気分を吹き飛ばすつづ2学期も有意義に過ごしてくださいね。

夏休み・夏休み明けあるある！

- ・夏休みのお宿ごはさんがそうめんのおンパレードだった
- ・夏休み明け、みんなが自分の知らない宿題を提出しはじめた
- ・夏休み明けで部活の旅行かは分からないけれど、クラスに1人が2人はめちゃくちゃ日焼けした人がいる
- ・夏休み明け久しぶりにみんなに会ってからクラスのドアを開けるときにちょっと緊張する
- ・3年生は、夏休み後に増える「入試までSNSやめます」

子どもの権利サポート委員会（子ども悩み相談）では・・・

ちょっと話したい時や、友達関係で困ったことがある時、しんどい時、つらい時
 その他、どのようなことでも、みなさんのお話を聞いて聞いて、問題を解決できる
 ようお手伝いができたらと思っています。秘密は必ず守ります。

子どもの権利サポート委員会の
Facebook も
 ぜひ見てくださいね！



☎ 0120-931-170

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

月～金曜日 13時～19時

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は子どもであることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

こ けんり いいんかい
 子どもの権利サポート委員会だより
 ～2018年1月発行 第9号～ 中学生版

厳しい寒さが続きますが、みなさん体調はいかがですか？今日は、今年の干支「犬」にちなんだことを少し書こうと思います。日本において犬が人間と一緒に暮らし始めたのはいつ頃でしょうか？それはかなり昔のことであり、縄文時代には既に人間と犬は共同生活を送っていたとされています。旧石器時代の遺跡である神奈川県の大森貝塚から発見された犬の骨はなんと900年ものものであり、他の動物と違って人間と一緒に埋葬されていたそうです。おそらく狩りを行うための狩猟犬として認識していたのだと考えられますが人間と一緒に埋葬されていたことから当時人間には欠かせない存在であって愛されていたことがわかりますね。犬の視覚は人間の約100万倍と言われていて、60センチの水溜りにスポイトでお酢1滴をたらしただけで分かるそうです。みなさんも犬に負けないくらいの視覚で色々なことをかきつけて、チワワのように目をキラキラさせて、最後までボールを追いかける柴犬のように目標を達成するまで諦めずに走る2018年にしてくださいね。みなさんにとって2018年が笑ひ多い年でありますよう、応援しています。



★「広報たからづか 12月号」に子どもの権利サポート委員会が特集されました。広報番組「知ってよ！宝塚」にはPR動画がアップされています。宝塚市のホームページからどちらも見るができますので、見られた方はぜひ感想かかせてくださいね。お電話お待ちしております



子どもの権利サポート委員会（子ども悩み相談）では・・・
 ちょっと話したい時や、友達関係で困ったことがある時、しんどい時、つらい時
 その他、どのようなことでも、みなさんのお話をぜひ聞いて、問題を解決できる
 ようお手伝いのできたらと思っています。秘密は必ず守ります。

子どもの権利サポート委員会の
Facebook も
 ぜひ見てくださいね！



☎ 0120-931-170

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

月～金曜日 13時～19時

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主役は子どもであることをご説明しサポート委員会が直接子どもの話をお聴きたいということをお話しています。



子どもの権利サポート委員会だより (子どもの悩み相談)

～2017年5月発行 第5号～ 高校生版

今号の Topics

Facebook 運用開始!!

4月から Facebook をスタートしました。サポート委員会のコラムが読めるだけでなく、

スマホからワンクリック

で相談電話がかけられます。ぜひ、『宝塚市子どもの権利サポート委員会』で検索してみてください。Facebookもチェック

宝塚市子どもの権利サポート委員会



手紙による相談

昨年末から、電話相談・来所相談の他に、手紙による相談も受け付けています。子どもの権利サポート委員会のHPから相談受付用紙のダウンロードが可能です。市内の一部公共施設でも用紙を配布しています。手持ちの紙に相談内容を記入して郵送してもらってもかまいません。

詳細はサポート委員会のHPをご覧ください。



～子どもの権利サポート委員会が大切にしていること～

子どもの権利サポート委員会とは、「子どもの権利を不時に擁護し、子どもの最善の利益を具体的に実現していく」(子どもの権利サポート委員会条例 第一乗抜條)機関です。対象としている「子ども」は、高校生である皆さんも含まれています。サポート委員会に寄せられた相談に対しては、『子どもの最善の利益』となる解決方法を、当事者である子どもと一緒に考えていきます。何が『最善の利益』かは、当事者自身が考えて決めることなので、サポート委員会が意見を押し付けたり、大人の都合で話を進めたりはしません。『最善の利益』実現のために一緒に考えていきましょう。



あたまの体操

1			8		
			B		
2	10	11			9
	5			6	
3			7		A
4	C				

クロスワードパズルを解いて、ABC順に文字を並べど、単語が完成します。回答は次号に掲載します。HPでも公開中!!

たてのクイズ

- 1 ヤマア独立国の首都
- 2 江戸時代のおかひ参り、行き先は〇〇神宮
- 3 林先生「〇〇やるの? いまでしょ」
- 4 食事によく〇〇と良い
- 5 「子どもの権利条約」の4つの柱は、生きる、守られる、育つと〇〇する権利
- 6 新巻経に仕えた武芸の達人
- 7 不用品を〇〇〇〇で売りつけた
- 8 紙虎口へ、アキラ先輩は紙〇〇

よこのクイズ

- 1 「大使」を英語で言うと?
- 2 「子どもの権利条約」に批准していない唯一の国連加盟国は?
- 3 漢字クイズ、何て読む? 「貞観」
- 4 元業記号Cは?
- 5 い〇〇をつかう
- 6 中国の古代王朝、夏→〇→周
- 7 ビタミンB1不足でおこる疾患

~Put in a corner of the head~

困ったときに相談するのはわかるけど…

例えば…

- SNS が気になって、勉強が手につかない…
- 言いにくいことを、友達にどう伝える?
- 親の干渉が激しい、自分の気持ちも理解して欲しい…
- なんだかやる気が出ない…
- ちょっと話したい…
- 友達が心配だけど、なんだか言いづらなみたいで…

…そんなときでも、相談してもいいのかな?

5月のある日

人間関係で…

新しいクラスに馴染めない

学校に行けない…

成績が…

彼女が…

バイト先で…

子どもの権利サポート委員会

電話してありがとうございます。秘密は守るので、親や先生、誰にも知らずに相談ができます。もちろん、匿名の相談でもOK。あなたが納得できる解決方法を一緒に考えましょう。ちょっと話したいときも、気軽に電話してきてくださいな。

相談員

とりあえず

電話しよう

例えば

スマホケース

カバンの中

本日配布したダイヤ目につくところにもらえれば嬉しい

ルカードを、置いて

相談員

まずは、相談員が話を聴きます。あなたが希望すれば、※サポート委員に直接相談することも出来ます。

予約なしでの来所相談もOK

相談員

こんにちは

☎ 0120-931-170

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

宝塚市売布東の町12番8号フレミキ宝塚2階

秘密は守ります

子どもの権利サポート委員会だより (子どもの悩み相談)

～2017年9月発行 第6号～ 高校生版

今号の Topics

報告会を開催します

昨年度(平成28年度)の子どもの権利サポート委員会の活動内容を報告する『活動報告会』を開催します。報告会では、中高生の皆さんの相談の現状について、のびる講演家、『SOSを出せない子どもたち』も実施します。高校生

の皆さんも、是非ご来場ください。
詳細は裏面をご覧ください。

Facebook 更新中!!

コラムの投稿の他にも、最寄り駅(売布神社駅)からサポート委員会までのアクセスを動画で公開中!! また、Facebookでは

スマホからワンクリック

で相談電話がかけられます。ぜひ、『宝塚市子どもの権利サポート委員会』で検索してみてください。

Facebookもチェック



～ 昨年度(平成28年度)の相談状況について ～

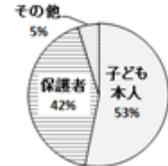
【平成28年度・初回相談者】 昨年度の新規相談のうち、子ども本人からの相談は半数以上を占めました。初回の相談方法は、電話相談が8割でしたが、来所や手紙での相談もありました。相談内容は、少し話を聞いて欲しいという内容が一番多く、次いで友達関係の悩み・いじめの問題と続きました。

誰にも悩みを話せないと思っているあなたへ。あなたのお話をじっくりお聴きします。相談の秘密は必ず守ります。子ども

【初回相談者が子どもの場合の相談方法】

手紙	電話	来所
----	----	----

安心して相談して下さい。



あなたの体操

1	9	10	7	14
2	D		12	
	4	C		
8	B		6	13
3		11		
		5	A	

クロスワードパズルを解いて、ABC順に文字を並べると、単語が完成します。回答は次号に掲載します。HPでも公開中!!

第5号の答え けんり

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| あとのひび | たのひび |
| 1 Jリーグ、昨年度の優勝は00アトナス | 1 昨年度の宝塚市立高校、00って |
| 2 トランプ大統領は共和党、オバマ大統領は00党 | 8 天竺(アイルランド)から運送する電球は? |
| 3 子どもの権利条約、19の国、000、 | 9 長さ000 |
| 守られる、育つと受ける権利 | 10 はしかの国名 |
| 4 ロンドンでポイントがあるから、000カード | 11 アラブ・アムルに、太極拳と習われた0014 |
| 5 アラブス・コアラは0000の国の国鳥だ | 12 4000000、作者は000 |
| 6 漢字が、可憐、使われてる? | 13 鳥籠、鳥、鳥籠から運送する電球は? |
| 7 200、200 | 14 1989年、子どもの権利条約00で採択された |

～ イベント告知板 ～

平成28年度・活動報告会のお知らせ

平成28年度の活動報告会を開催します。

日時 平成29年9月16日(土曜)
13時～15時(12時30分開場)

会場 プレミア宝塚3階
(入場無料・当日先着100名)

内容 活動報告
平成28年度の活動内容について
子どもの権利サポート委員会 委員長 田中 賢一
サポート委員 西 友子

基調講演

SOSを出せない子どもたち—
今の子どもたちの相談の現状
サポート委員 浜田 達士

※要約筆記・手話通訳・一時保育(要予約)あり。
詳細はHP・FBをご覧ください。



宝塚市子どもの権利サポート委員会 検索

～ 子どもの権利サポート委員会・委員長から高校生のみなさんへ～

昨年度の子どもの権利サポート委員会(以下、委員会)活動で感じたこととして、
1 つ目は子どもの思いを大切に委員会で運営したこと。当然のことですが、子ども一人一人、考え方や感じ方は違います。これからも、その事を忘れないように注意していきたいと思えます。
2 つ目は「解決」とは何かを、よくよく考えてみないといけないことです。問題が一時的に落ち着く事は、一応の解決かもしれませんが、その後、別の問題が発生するかもしれません。その時に再度、この委員会にアクセスしてもらえれば関係が形成することが重要だと思えます。またまた、どんなことか、と疑問もあると思えますので、報告会にご来場ください。お待ちしております。

秘密は守ります

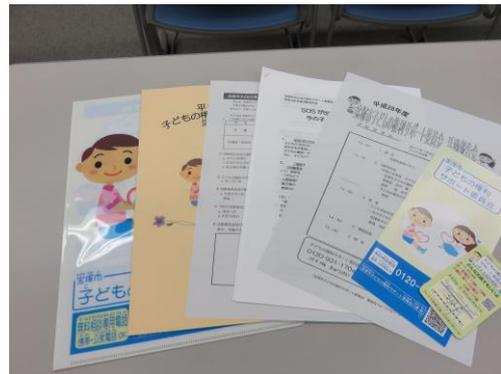
0120-931-170

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日10時～17時

宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階

<活動報告会>



4 啓発活動

◇フレミア宝塚 秋まつり（平成 29 年 10 月 28 日開催）

毎年恒例の秋まつりに参加しました。

フレミア宝塚館内のクイズに答えてもらう一つに宝塚市子どもの権利サポート委員会に寄ってもらい、昨年度同様、来てもらった方へアンケート「困ったときには誰に相談しますか？」を実施し、ページ中央右の写真の台紙にシールを貼って答えてもらいました。

200 名程度の参加があり、子どもの権利サポート委員会を知ってもらう機会になりました。

-フレミア宝塚 秋まつり-



クイズラリーのゴール！



アンケートの結果

<アンケート>

困ったときは誰に相談しますか？

	おとな	子ども
家族	34	106
友達	7	26
先生	1	10
その他	4	5
全部	0	3
家族と友達	0	2
合計	46	152

子どもの権利サポート委員会 Q & A

秘密は守ります！
名前を書かなくても
大丈夫です。

Q. どんなことでも相談できるの？

A. どんなことでも構いません。
安心して相談してください！

- ・友人関係で悩んでいる
 - ・先生の言葉で悩んでいる
 - ・親と意図のことでけんかをした など
- どんなことでも構いません。あなたと一緒に考えますので、安心して相談してください。

Q. 相談相手はどんな人？

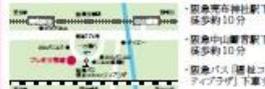
A. 相談員とサポート委員が
相談に応じます！

まずは相談員があなたの話をじっくり聞き、悩みの解決方法を一緒に考えます。
学校などの関係機関と調整が必要な場合には、サポート委員（現在は弁護士、大学講師、臨床心理士）があなたの悩みの解決に向けて動きます。

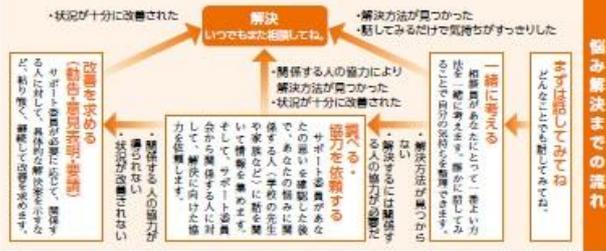
Q. どうやって相談するの？

A. 電話や会って話をする、手紙を書く
という方法で相談できます！

【電話相談】
子どもの権利サポート委員会相談専用電話（無料）
☎0120・931・170に電話してください。
【来所相談（予約不要）・手紙】
〒665-0867 売布東の町12-8
フレミラ宝塚 2階 子どもの権利サポート委員会へ。



◆相談できる時間【電話・来所 共通】
月～金曜（第1・3火曜を除く）⇒13時～19時
土曜、第1・3火曜 ⇒10時～17時
※祝・休日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。



※上記の流れは一例です。あなたが望まないことは行わないので、安心してご相談ください。【一緒に考える】ことで多くの事件が解決しています。

私たちはこんな相談を受けています！

高校生の男子生徒の事件

【相談】 クラスメイトXから受けた行為に対して、X本人から謝罪が欲しいが、子どもの悲観に気が出てきて、学校からは顧問で解決するように言われてしまった。

【対応】 相談者の話を聞いたところ、Xと直接話したいという思いがあることを確認しました。子どもの権利サポート委員と相談員が学校を訪ね、相談者本人の気持ちを尊重して、子ども同士での話し合いの場を設けることを促しました。後日、相談者から「当事者同士の話し合いの場を持ったことで自分の気持ちも整理でき、また相手の気持ちも分かり、今はとてもすっきりした気持ちです」と報告がありました。顧問もこれ以上何も言わないということで解決しました。（プライバシー保護のため、内容を一部変更しています）

兵庫県庁庁舎 No.1228 平成29(2017) 子どもの権利サポート委員会
～子どもに寄り添う相談機関～

Interview

子どもの権利サポート委員会委員長にお話を伺いました。



子どもの権利サポート委員会
委員長 田中 隆一 氏
弁護士 吉藤 七 氏

「子どもの権利サポート委員会」は、2011年10月に設立された、子どもの権利を擁護するための機関です。委員会は、子どもの権利を擁護するための機関として、子どもや保護者の悩みに応じて相談を受け、必要に応じて関係機関と連携して対応しています。また、子どもや保護者の権利を擁護するための啓発活動も行っていきます。

「子どもの権利サポート委員会」は、子どもや保護者の悩みに応じて相談を受け、必要に応じて関係機関と連携して対応しています。また、子どもや保護者の権利を擁護するための啓発活動も行っていきます。

子どものための相談機関があることを知ってもらうために

ダイヤルカードの配布
市では、子どものための相談機関があることを「子どもたちに知ってもらう」ことを目的に、またよりダイヤルカード、リーフレット、啓発グッズなどの中・小・高・養護学校に通う児童・生徒に配布しています。また、小学校（低学年には期間）の4月、高学年にはParabookを製本するなど、学校に合わせた活動も行っていきます。

養護学校「やまがらし」について
子どもの権利サポート委員会では、子ども自身が「子どもたちにとって守られるべき権利がある、あなたも友達も大切である」と、「大切な自分を守るためにいろんな人に相談していいんだ」ということを分かってもらえるような教材づくりを進めています。今後、サポート委員が学校などで行う訪問講座や、学校の授業などで使ってもらおうと考えています。

子どもの権利サポート委員会事務局（091・2001 091・2009）
〒665-0867 売布東の町12-8 2階 子どもの権利サポート委員会

◇広報番組「知ってよ！宝塚」平成 29 年 12 月 掲載

Youtube にて動画アップ中



(知ってよ宝塚「子どもの権利サポート委員会」動画 youtube QRコード)

(おわりに)

SNS いじめ相談元年とサポート委員会の役割

子どもの権利サポート委員会委員（委員長代理） 浜田 進士

1、文科省が SNS によるいじめ相談を予算化

文部科学省（以下、文科省）は、交流サイト（SNS）を活用して子どもからいじめなどの相談を受ける事業の導入経費として、2017 年度補正予算と 2018 年度予算案を合わせて 2 億 5000 万円の予算額（1 カ所上限 1000 万円、全国で 25 カ所分）を確保した。子どものコミュニケーション手段の中心となっている SNS を使い、きめ細かいケアにつなげることが目的である。今後、参加する自治体や教育委員会を募り、実証実験を経て、全国展開へのステップにする構想を持っている。

当初は 2018 年度の事業開始を予定していたが、神奈川県座間市の 9 人遺体事件で SNS が悪用されたことから、SNS 上で安全に悩みを相談できる環境を早期に整えるため、事業を前倒しすることにした。

本章では、本格的始まった SNS 相談の可能性と課題について述べ、改めて宝塚市における公的第三者委員会（子どもオンブズワーク）の役割について考えたい。

2、SNS 相談とは

文科省によると、SNS の相談窓口では自治体や教育委員会（以下 教委）が委託した臨床心理士や教員経験者、SNS に詳しい大学生ら若い世代が相談員を担当する。受付時間は、平日は放課後の午後 5 時から寝る前の午後 10 時など、子どもが利用しやすい時間を想定している。SNS 事業者と連携するかどうかは各自自治体に任せるとしている。ⁱ 相談員は可能な限り子どもの実名や住所を聞き出し、自殺の危険性がある場合などには教委や学校、警察に通報する。

文科省と各地の教委は現在、電話による相談窓口を設置しているが、小中高生らは電話より無料対話アプリ LINE（ライン）などの SNS を多く利用しているとの指摘がある。実際、LINE と長野県が 2017 年 9 月に独自に実施した SNS 相談では、従来の電話窓口に比べて子どもからの相談が大幅に増えていた。ⁱⁱ（大津市では有意な効果はみられなかった）

3、SNS 相談の利点

長野県で試行された LINE によるいじめ・自殺相談の事例を踏まえ、SNS の利点が明らかになった。（1）子どもたちにとって電話に比べ気軽に相談しやすい（2）先行自治体では圧倒的に相談件数が増えた（3）啓発動画の一斉配信など紙媒体に比べ低コストで効果的に注意を喚起できる等が LINE による相談事業の利点として提示されている。

電話による相談支援は孤独、独力となりがちで、フィードバックを受けるには上司の陪席、相談者の許可のもとでの録音・テープ起こし・フィードバック、同じく相談者の許可のもとでの録画など、ハードルが高い。しかし、SNS 相談は相談員が互いに議論したり、意見交換したりすることができる。相談者に「少し時間をくださいね」と同意を得て、検索など調べ物をすることも可能だ。(関西カウンセリングセンターより)

4、SNS 相談の課題

今後 SNS 相談を「実施する予定」としたのは 22 都道府県と 9 市の計 31 自治体。うち少なくとも 22 自治体は、児童生徒の自殺が多いとされる夏休み明けの 2018 年 8、9 月を含む時期に行うことをすでに決めている。(読賣新聞 2018 年 5 月 13 日記事) このうち 2017 年度も実施していたのは東京都、長野、岡山両県、青森、大津両市の 5 自治体のみで、今年度から大幅に増えることになる。しかし、実施する過程で課題も明らかになっている。

第 1 に「人材育成」。SNS 相談を行ったことのあるカウンセラーがいない。臨床心理士等有資格者であっても、おそらく、彼らが想像する以上に、SNS 相談は通常の相談とは相違点が多い。予算がついて、カウンセラーなどの資格者を集めたらすぐに実施できるというのではなく、丁寧な研修が必要となる。

第 2 に、SNS 相談員の身分保障。実施にあたって自治体・学校・民間団体のいずれが担当するにしても人件費が課題となる。単年度予算で継続性が担保されなければ、専門家の身分保障ができず、ひいては数年かけてのスペシャリスト育成には着手しづらい。全国 33 自治体の子どもオンブズワークにおいても、相談員の賃金や雇用の問題が報告されている。

SNS 相談の領域において、これまでの「対人支援」「相談支援」の現場における不安定就労状態を回避するためにも、運用にあたっては身分保障の議論をしなければならない。

第 3 に、利用する子どもの立場から実施できるか。LINE などの SNS が子どもたちにとっては重要なライフラインだとしても、利用する子どもの側に立った相談ができるだろうか。平日 17 時から 22 時までの時間帯しか相談を受けないなど、委託を受けた企業の都合とスマホの長時間使用を推奨していない家庭教育への配慮が見え隠れする部分もある。しかも他府県の SNS の専門カウンセラーが答えるというのを聞くだけで、子どもたちの相談したい気持ちが萎えるのではないか。実験的に実施する際「LINE 相談を利用しなかった」子どもたちに丁寧にヒアリング調査する必要がある。(大津市、幸重忠孝 Facebook)

第4に、どこまでSNS相談でできるのかを決めることだ。SNS相談は、子どもたちにとって相対的には相談しやすい。しかし、相談で解決できることには限界がある。また、SNS相談から電話相談や対面相談につないでいくことも、まだ実効性が見えていない。子どもたちの悩みや不安を受け止めるファーストドアとしての役割は十分に担えそうだが、これですべてを解決することはまだできそうもない。出口のないカウンセリングは結局子どもたちの安全・安心につながるとは考えにくい。宝塚市の実践例から子どもたちはSNSがあたりまえのツールになっているからこそ、直接対話することをより求めている。最近では、お手紙を書いて送ってくれる子どもたちも増えている。アナログ回帰現象ともいえる。

つまり、電話相談や対面相談を含めて、既存の相談が子どもたちに合っていないのではなく、ファーストドアとしてのミスマッチがあっただけだ。

第5に、自治体としての相談・救済システムを構築しないままでは、既存の相談機能が縮小されかねない。SNS相談は今後進んでいくことは間違いない。その際、数値的にあがっていないという理由から電話相談や対面相談の予算を削ってSNS相談を始めても、ファーストドアをくぐった子どもたちの受け皿がなければ、子どもたちの課題を解決することができない。自分から声をあげられない子どもたちの抱えている気持ちを受け止めて解決していくにあたって、SNS相談のみならず、それを含めた包摂的なシステムを構築することこそが、予防の観点でも、社会的投資の観点でも有効であると考えられる。ⁱⁱⁱ

つまり、SNS相談予算化の議論を通して、あらためて「子どもにとって問題が解決するということはどういうことなのか」を考えざるをえなくなったと言える。

5、自治体としての相談・救済の包摂的なシステム構築を

宝塚市子どもの権利サポート委員会は、国連子どもの権利委員会が提示する公的第三者機関不可欠な4つの機能を備えた子どもの権利オンブズパーソン制度である。

4つの機能とは①子どもがおかれている権利状況をモニタリング（監視）する役割 ②子どもが権利を侵害された場合に苦情申し立てに対応して救済措置を図る役割 ③子どもの権利救済または防止のために、制度改善などを提言する役割 ④子どもの権利について、おおやけに喚起し、啓発・広報を行う役割という4つの役割を担っていくことである。

SNS相談を電話相談・対面相談につなげるとともに、個別救済から制度改善という一連の流れの中に位置づけることが必要ではないか。

(1) 相談活動

委員会の取り組みは、子どもや関係するおとなから相談を受けることから始まる。最

初は保護者からの相談であっても、可能な限り当事者である子どもと直接面談して話を聴く。サポート委員は、子どもの声に耳を傾ける中で「どうしたら安心できるか」「どんなふうになればいいと感じるか」など対話しながら、子どもと「解決イメージ」を分かち合っていく。孤立し、自分を責めていた子どもたちは自分の気持ちや見解を表明し、解決策を自分で選択することを通して、奪われていた内なるチカラを取り戻す契機となる。「つまり相談活動は、子どもの意見表明・参加権の尊重を通して、子どもの最善の利益を具体化していくアプローチであり、子どもの権利条約に基づくことによって開かれる、子どものエンパワメントの起点だ」^{iv}といえる。

子どもにとって「知る」→「わかる」→「使える」の三つの階段を登って相談するには大きなハードルがある。しかし、今年度は昨年比べて子どもからの相談件数は増加した。自分の相談したことがどのように受け止められ、どんなふうに解決しているかという出口が見えないと子どもたちは安心して相談しない。相談件数が増えたのは、宝塚市の子どもたちには少しずつサポート委員会のことが「使える」ものとして口コミで伝わってきているからだろうか。昨年度は、市役所の広報課が広報誌やユーチューブの動画を使って啓発して下さったが、今後は直接学校に出けるアウトリーチを組み合わせることで相談を増やしていきたい。SNS は動画などのコンテンツを子どもたちのもとにダイレクトに届けるといふ点では有効ではないか。

(2) 調整活動

子どもが希望する場合は、教師や保護者・関係機関など子どもの問題にかかわる人々に対して、委員会は子どもの気持ちや意見を代弁する。その中で、子どもが何を伝えたいのかをおとなが理解できるよう助けたり、傷ついた関係に対話的な方向へもっていったり、調整活動を行う。「この活動の目的は、子ども自身が問題の打開や解決をめざして関係者たちとの対話に参加できるよう、可能なかぎり状況を整えることにある」(吉永)。

子どもたちは、最初は自分の悩み事を個人的な問題として語るが、調整活動を通して、次第に「私が受けてきたことは、自分だけの問題じゃないんだ」と気づき「個人的な問題」が「社会的な問題」として取り扱ってもらっていると感じるようになる。大切なことは、子どもは「自分が問題解決の主人公」であると実感できたときに、子どもの権利回復はより積極的にすすむということである。関係の中で傷ついた子どもは、関係を結びなおすことで、チカラを取り戻していく。

ここ数年の調整活動を通して、子どもをめぐる関係不全を通して、保護者も教師も関係の中で深く傷つき力を奪われている。お互いを責めることなく、子どもをとりまく環境に焦点をあてて、今後も取り組んでいきたい。SNS 相談員が以上のような視点を持たないとSNS相談から調整活動にはつなぐことはできない。

(3) 調査活動

調整活動を進めていく中で、委員会は困難な現実と直面する。子どもの問題は「現象的には個人の責任や人間関係の問題のように見えても、背景には制度上の課題が見え隠れしている。とりわけ子どもの権利条約に基づいて、子どもの置かれている状況を捉えなおしたとき、問題は単に親や教師に起因するだけでなく、むしろ公的制度や社会システムの課題が浮かび上がってくる」(吉永) 委員会は、そうした課題の制度改善を提起するため調査権を行使して、必要な情報開示や資料提供、事情説明を受け、また実地調査することができる。問題の原因や背景を究明し、再発を防止するための制度改善を市長と担当機関に提言を行える。さらに委員会は提言内容の実施を促すために、担当機関に措置報告を求める権限も持っている。この調査活動も、委員会は調整活動と同じように、子どもの意見と参加、そして関係する人々との対話を基本にして、取り組みを進めることになっている。

しかし、委員会は開設以来、職権行使の調査に比べて、任意の相談と調整の活動が圧倒的に多く行われている。自己発意調査権を保持しているが、実際に権限を行使して調査を実施することは極めて限定的となっている。

今後、積極的な制度改善などを促すための調査機能を実施することが求められる。子どもたちが声をあげることで、まちの仕組みや環境が変わったという実感が必要である。SNS 相談を充実させる一方で、子どもたちが居場所や遊び場を通して、「顔の見える関係」の中で、相談できること、おとなたちが子どもたちの「SOS を発見できる」ことも重要ではないか。委員会は、今後もユニセフの提唱する「子どもにやさしいまち(Child Friendly Cities)」というコンセプトに合致した、より積極的で包括的なまちづくりを実施していけるか期待されていることを自覚していきたい。

¹ SNS を活用したいじめ等に関する相談体制の構築に係るワーキンググループ『SNS を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方(最終報告)』(平成 30 年 3 月 28 日)

² SNS でいじめ相談 文科省、全国 20 カ所で開始」日経新聞記事 2017 年 12 月 14 日

³ 「SNS 相談、その裏舞台で見た課題」工藤啓

⁴ 吉永省三「日本における子どもの権利保障システムの現状と課題」アジア子どもの権利フォーラム in モンゴル発言集

SNS と手紙

子どもの権利サポート委員会委員 西 友子

最近では誰かに連絡を取りたいとき、電話を用いず SNS を利用する人が増えています。それほど急ぐわけでもない場合は、先方の都合によって内容の確認をしてもらえればよいのですから、考えようによっては、「失礼のない連絡の仕方」といえばそうかも知れません。その上、先方が確認したかしてないか、をメッセージを出した人が知ることができるのです。これほど便利なものはない、といえるでしょう。当然、幼い頃に聞いた「やぎさんゆうびん」の白ヤギさんや黒ヤギさんのように読まずに食べても、お便りは残っていますから、わざわざ「ご用事なゝに」と尋ねるお手紙を出さなくてもよいのです。これだけ書きますと、よいことだらけのようですが、はたしてそうでしょうか。

SNS には落とし穴がありました。言葉の深みを加味することがとても難しいことです。短い言葉で、とても効率的に伝えることは可能ですが、短い故に読み手の想像力に依存する割合が高いのです。一言「ありがとう」と書いても、たくさんの思いが込められているのですが、どこまで理解してもらっているのかよくわかりません。そこで、スタンプを用いるようになったのでしょう。少しでも本当の気持ちを伝えたいから…。手軽ではありますが、利用される方はいろいろご苦労されているようです。

かくいう私はうまく使えないものですから、電子メールどまりです。電子メールは、手紙に似た部分が多いので、まだ、丁寧に説明ができるか、と思って使っています。それでも、なかなかお返事が書けず、お詫びの文言ばかりがうまくなっているので、我ながら苦笑してしまいます。

平成 28 年度より、宝塚市の子どもの権利サポート委員会で、お手紙による相談が始まりました。当時、委員や相談員の間で「今どきの子どもが、お手紙で相談などするのだろうか」と迷いながらのスタートでした。しかし、大人の心配をよそに、お便りが届いたのです。皆、なぜか暖かいものを感じ、相談員の一人が丁寧にお返事を書いてくれました。メールなどと違い、届くまで時間もかかりますし、お返事が来るまでもっと時間がかかります。郵便受けを見るのを楽しみにしてくれているのではないかと、思いながら書いてくれたと聞きました。「手紙っていいね」。いかに効率的ことをすすめるか、が第一と考えられがちな現代ですが、このようなアナログなものもよいものだ、と思わせてくれました。実際には、フリーダイヤルとはいえ電話をするのに勇気がい

ったから、お手紙にしたのかも知れません。お手紙を書くことが大好きな子だったから、かも知れません。でも、お返事を期待して郵便ポストに出してくれたのは確かです。相談員さんからのお返事は、どんな気持ちで読んでくれたのでしょうか。

最近、自宅のポストを開けてみてもダイレクトメールか請求書が多くなって、手書きのお手紙など本当に珍しくなってしまったように思います。誰かに、可愛い便せんや、おしゃれな封筒を買って、お手紙を書くのもよいのではないのでしょうか。受け取られた方はきっと暖かな気持ちになられると思います。



子どもの権利サポート委員会の啓発についての試み

子どもの権利サポート委員会相談員

宝塚市子どもの権利サポート委員会（以下、サポート委員会）では、3名の相談員が交代で相談の対応をさせてもらっています。サポート委員会が大切にしている『子どもの最善の利益』とは何かを考えながら、相談してくれたお子さん一人ひとりに向き合うように心がけています。

「嫌な事を言われた…」 「約束をしていたのに…」 大人からみれば些細な悩みに映るかもしれませんが、当事者であるお子さんはそのことで頭の中が一杯、どうすればよいか途方にくれて相談してきてくれます。

こちらも思わず「こうしたらいいよ」「こうやったら間違いないよ」と、自分の考えを伝えてしまいそうになります。大人である私は、自分の経験値をもとにどうしたら良いかを判断し、良かれと思って子どもに伝えてしまいそうになるのです。

しかし、それでは本当の『子どもの最善の利益』には繋がりません。

そもそも悩みの答えは1つだけとは限りません。どうしたいのかは、お子さん一人ひとりの考え方次第になってきます。言い換えれば、どのような選択しても本人が納得したのなら、その子にとっての最善の利益になるのではないのでしょうか。つまり『子どもの最善の利益』とは、子ども自身が決めることにあると考えています。もちろん、問題のある選択を子どもがしたならば、大人がたしなめる必要があるのは言うまでもありません。

「どうなったら安心できる?」「あなたは どうしたい?」相談に対して傾聴を心がけながらも、そのお子さんの気持ちを確認し、できそうなことを一緒に考えるようなスタンスを取るようになっています。たとえ回り道だとしても、子ども自身が自分の問題を自分で乗り越える生きる力を身につけていくためには、見守る姿勢が大切ではないかと相談を通して日々考えさせられています。



<参考資料>

◆子どもの権利サポート委員会の制度◆

I 子どもの権利サポート委員会設置経緯

1 子どもの人権擁護の第三者委員会の設置

「いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員」制度を要綱施行（平成 25 年（2013 年）5 月 1 日）

社会問題化しているいじめや体罰という子どもへの人権侵害に対して、第三者委員を通して子どもの人権を守ることを目的とし、いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員を設置し平成 25 年 5 月に「いじめ・体罰専門相談窓口」が開設されました。

2 宝塚市子ども審議会での審議

並行して、宝塚市子ども審議会（以下、「子ども審議会」という。）では、平成 25 年（2013 年）7 月 2 日に宝塚市長から「子どもの人権擁護のあり方について」諮問を受け、小委員会を立ち上げ、平成 26 年 3 月までに小委員会 8 回、全体会 4 回（子どもの人権擁護のあり方を審議したもののみ）の会議を開催し、各委員により積極的な議論が交わされ、審議の結果、条例案を示し、条例化が必要であると答申されました。

(1) 子どもの権利に関する意識調査

平成 25 年（2013 年）8 月、「子どもの人権擁護のあり方について」の審議の参考として、子どもたちの声を聴くため、アンケート調査が行われ、その結果、子どもの権利を大切に思っている子どもは多く、子どもに寄り添った相談窓口が必要との認識が共有されました。

また、子どもの相談を受けている相談機関や児童館などの職員にも意識調査を行い、その結果、子どもの意見を尊重することや、擁護することが求められていることを認識されました。

(2) パブリックコメントの実施

子ども審議会での「子どもの人権擁護のあり方について」の審議結果を踏まえ、平成 26 年（2014 年）1 月 31 日～3 月 3 日パブリックコメントが実施され、市民からの意見が反映されました。

さらに、パブリックコメント意見について、審議が行われました。

(3) 子ども審議会からの答申

平成 26 年（2014 年）4 月 7 日「子どもの人権擁護のあり方について」子ども審議会審議結果の答申を市長に対して行われました。

3 子ども権利サポート委員会条例制定

平成 26 年（2014 年）6 月市議会に提案し、全会一致により可決され、同年、6 月 30 日に公布されました。条例の運用については、準備期間を経て、平成 26 年（2014 年）11 月 1 日施行とし、「子どもの権利サポート委員会」が設置されました。

Ⅱ 子どもの権利サポート委員会とは

1 事業内容

個々の子どもに寄り添う個別救済制度としては、出来るだけ「簡易・迅速な制度」であることが求められることから、1つの案件に対して1人の子どもの権利サポート委員が進行管理を担当する独任制で、また、勧告、公表などの決定をする際には子どもの権利サポート委員会として合議制機関で運用する制度としています。

2 対象者

子どもに係る権利侵害についての相談は誰でもできるものとし、救済申し立てについては当事者たる子ども又はその保護者からできることとしています。

※子どもの定義・・・市内在住、在勤、在学及び市内にある学校等に通学等している子ども（18歳未満）及びそれに準ずる19歳までの者

3 相談体制

（委員）3人（弁護士） 田中 賢一

（任期平成26年（2014年）11月1日から

（再任・2期目）

平成30年（2018年）10月31日まで）

（大学講師） 浜田 進士

（任期平成26年（2014年）11月1日から

（再任・2期目）

平成30年（2018年）10月31日まで）

（臨床心理士）西 友子

（任期平成27年（2015年）4月1日から

（再任・2期目）

平成31年（2019年）3月31日まで）

※任期は1期2年間となっています。

（相談員）3人（非常勤嘱託職員）

（事務局職員）1人（子ども政策課職員）

（受付時間）月～金 13：00～19：00、

土および第1・3火 10：00～17：00

（年末年始、日・祝日は休み）

（受付方法）電話0120-931-170、来所、インターネット受付、手紙

（場 所）宝塚市売布東の町12-8 フレミラ宝塚2階

（最寄り駅：阪急売布神社駅 または 阪急中山観音駅）

4 位置づけ

子どもの権利サポート委員会は、行政機関からの独立性が確保され、子どもの権利救済を図るため、第三者的に子どもに寄り添う専門機関です。同委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として設置されました。

なお、市長の附属機関ですが、子どもの権利サポート委員会が子どもの権利救済を簡易かつ迅速に活動でき、子どもの最善の利益を具体的に実現していくために「子どもの権利サポート委員会条例」で必要な権限が付与されています。

また、条例に基づき子どもの権利擁護及び権利侵害の防止等のことについて必要があると判断した場合など市長に対して意見をすることもできます。

さらに、いじめ防止対策推進法第30条第2項の再調査機関として位置づけられています。



5 相談・救済の流れ

1 相談方法

- 電話での相談はフリーダイヤル（0120-931-170）^{きゅ-さい い-なまる}で受けています。
- 来所での相談は、プレミア宝塚2階子どもの権利サポート委員会事務局内で対応しています。
- インターネットでの相談は、市HPから入力により、受付のみ行い、折り返しお電話で対応しています。
- 手紙による相談（平成28年12月より開始）では、お手紙フォーム等で受付し、お手紙の内容により対応しています。

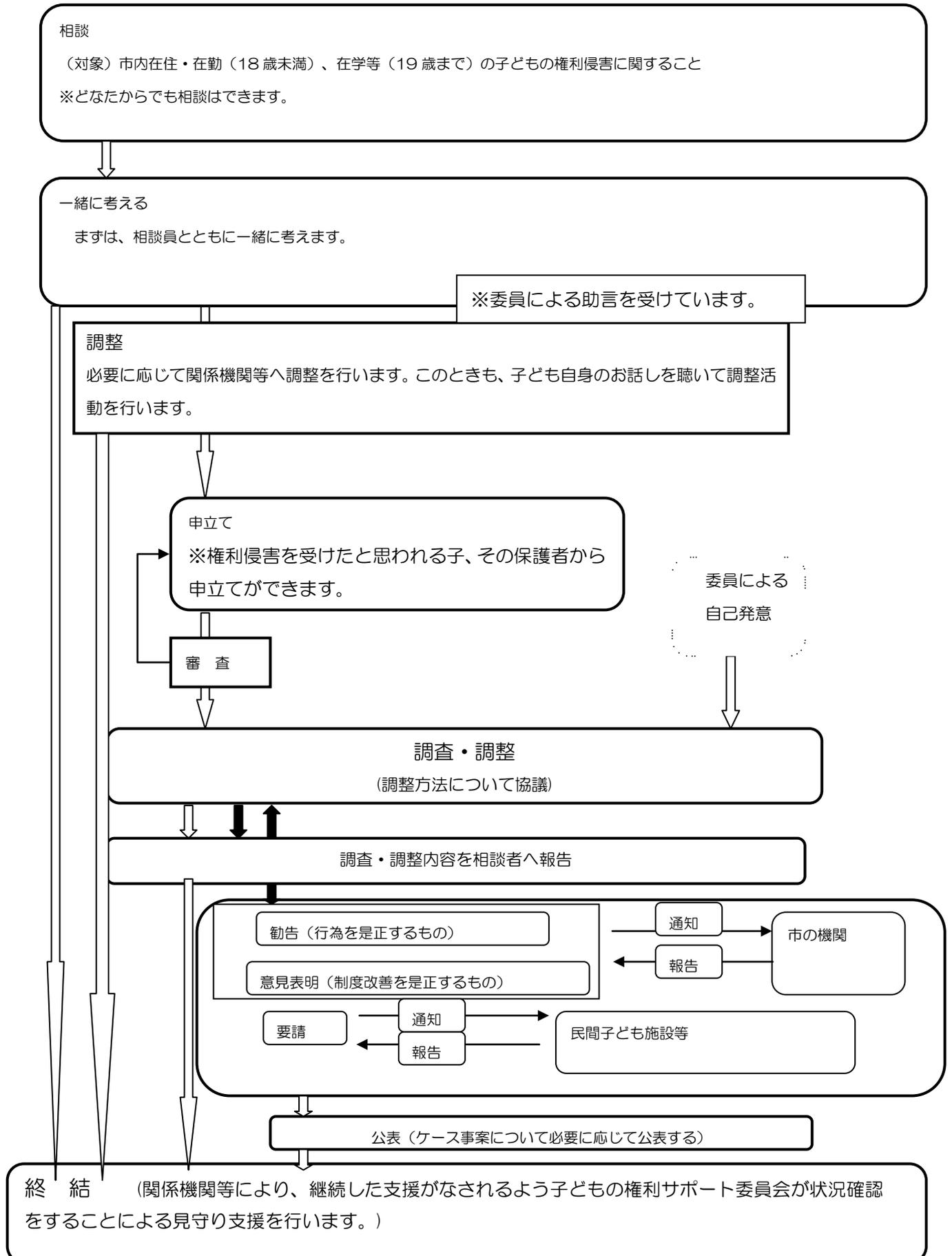
2 相談できる人

- 子どもの権利救済に関することはどなたでも相談できます。

3 相談・救済の流れ

- 最初に、相談員がお話をお聴きします。じっくりお話を聴き、一緒に考えていきます。
- 子どもの権利サポート委員による助言により、子どもに寄り添ったり、委員による面談を実施し調整活動等を行います。
- 子どもの権利サポート委員は、子どもが希望する場合は、問題に関わる人々や機関に対して、子どもの気持ちや意見を代弁します。子ども自身のために、関係機関の協力を得て活動を行います。
- 関係機関への働きかけを調整活動としており、調整、申立ての受付、場合によっては調査実施を行い、関係機関に対して改善の要望などを行います。
- 相談による調整活動等は、子ども自身のお話を聴かせていただくことを大事にし、どう思っているのかを子ども自身から話を聴いています。

子どもの権利サポート委員会相談・救済の流れ (図)



Ⅲ 子どもの権利サポート委員会条例

○宝塚市子どもの権利サポート委員会条例

平成26年6月30日

条例第21号

(設置)

第1条 宝塚市子ども条例(平成19年条例第10号)に規定する基本理念に基づき、子どもの権利を不断に擁護し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、宝塚市子どもの権利サポート委員会(以下「サポート委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 次のアからオまでに掲げる者をいう。

ア 市内に住所を有する18歳未満の者

イ 市内の事務所又は事業所で働いている18歳未満の者

ウ 市内に立地する次に掲げる施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校

(イ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設

エ ウに掲げるもののほか、市内に立地する施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

オ アからエまでに掲げる者に準ずる者で、規則で定めるもの

(2) 市の機関 市長その他の機関(議会を除く。)をいう。

(3) 民間子ども施設 第1号ウに掲げる施設又は同号エに規定する施設のうち、市が設置するもの以外のものをいう。

(4) 市民等 次のアからウまでに掲げるものをいう。

ア 市内に在住し、在学し、又は在勤する個人

イ 市内を拠点として活動する団体

ウ ア又はイに掲げるもののほか、権利侵害を受けたと思う子どもに関係する個人又は団体

(サポート委員会の組織)

第3条 サポート委員会は、5人以内の宝塚市子どもの権利サポート委員(以下「サポート委員」という。)により組織する。

2 サポート委員は、人格が優れ、子どもの権利について高い見識と専門性を有する者で、第三者的な独立性を保持し得るものの中から、市長が委嘱する。

3 サポート委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期は、連続して3期までとする。

(解職)

第4条 市長は、サポート委員が心身の故障により職務を行うことができないと認められるとき、又はサポート委員として明らかにふさわしくない行為があると認められるときを除き、その職を解くことができない。

(委員長)

第5条 サポート委員会に委員長を置き、サポート委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、サポート委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名するサポート委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 サポート委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 サポート委員会の会議は、サポート委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 サポート委員会の会議の議事は、出席したサポート委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(サポート委員会の所掌事務)

第7条 サポート委員会は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 第13条に規定する相談に関すること。

(2) 第14条から第20条までに規定する子どもの権利救済に関すること。

(3) 子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、必要な提言を市長に対して行うこと。

(4) 市長の諮問に応じ、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、答申すること。

(サポート委員の責務)

第8条 サポート委員は、その職務の遂行に当たっては、専ら子どもの最善の利益を考慮し、公的良心の喚起者として、子どもの権利を擁護し、代弁するよう努めなければならない。

2 サポート委員は、市の機関、民間子ども施設及び市民等との連携及び協力を努めなければならない。

3 サポート委員は、その地位を政治的、営利的又は宗教的な目的のために利用してはならない。

(サポート委員の守秘義務)

第9条 サポート委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の責務)

第10条 市は、サポート委員会の制度が子どもを含む市民等に有意義に活用されるよう、積極的に広報その他の必要な施策を推進する。

(市の機関の責務)

第11条 市の機関は、第1条に規定する目的を踏まえ、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(民間子ども施設及び市民等の責務)

第12条 民間子ども施設及び市民等は、第1条に規定する目的を理解し、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助するよう努めなければならない。

(相談)

第13条 何人も、子どもの権利に関係する事項について、サポート委員会に相談をすることができる。

2 サポート委員会は、前項の相談があったときは、相談者に対して、必要な助言又は支援を行うとともに、必要に応じて当該相談に係る関係者間の調整を行う。

(権利救済の申立て)

第14条 権利侵害を受けたと思う子ども又はその保護者は、サポート委員会に対して、権利救済の申立てをすることができる。

(調査の実施)

第15条 サポート委員会は、前条の申立てを受けたときは、その申立ての内容を審査し、必要があると認めるときは、調査を実施するものとする。

2 サポート委員会は、第13条に規定する相談の内容又は子どもの権利に関する独自に得た情報により必要があると判断したときは、調査を実施することができる。

3 サポート委員会は、前2項の調査を実施すべき内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該内容に関する調査を実施しない。

(1) 議会の権限に属する事項であるとき。

(2) 裁判係争中の案件であるとき。

(3) サポート委員の活動及び身分に関するものであるとき。

(4) 重大な虚偽が含まれているものであるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかなものであるとき。

4 サポート委員会は、調査開始後においても、前項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、調査を中止することができる。

第16条 サポート委員会は、必要があると認めるときは、市の機関に説明等を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しを提出させることができる。

2 サポート委員会は、必要があると認めるときは、民間子ども施設及び市民等に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

3 サポート委員会は、特に必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、サポート委員会は、依頼した事項の秘密の保持に関し必要な措置を専門機関に対して講じなければならない。

(調査結果の通知及び勧告等の措置)

第17条 サポート委員会は、前2条の調査の結果を申立人に通知するものとする。

2 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、市の機関に対し、子どもの権利を侵害する行為の是正等を求める勧告又は子どもの権利救済に関する制度改善等を求める意見表明を行うことができる。

3 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、民間子ども施設及び市民等に対し、必要な対応を促す要請を行うことができる。

4 サポート委員会は、第2項の勧告若しくは意見表明又は前項の要請を行ったときは、その内容について申立人に通知するものとする。

(報告)

第18条 市の機関は、前条第2項の勧告又は意見表明を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して必要な報告を行わなければならない。

2 民間子ども施設又は市民等は、前条第3項の要請を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して報告を行うよう努めるものとする。

3 サポート委員会は、前2項の報告があったときは、その内容を申立人に通知するものとする。

(公表)

第19条 サポート委員会は、子どもの最善の利益を図るために必要があると認めるときは、第15条及び第16条の規定に基づく調査の結果、第17条第2項の勧告若しくは意見表明若しくは同条第3項の要請又は前条第1項若しくは第2項の報告の内容について公表することができる。

2 前項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。

(見守り支援)

第20条 サポート委員会は、第15条から前条までに規定する事務が終了した場合においても、市の機関、民間子ども施設又は市民等に対して、第15条及び第16条の規定に基づく調査を実施した子ども(以下「当該子ども」という。)の状況の確認を行うことができる。

2 市の機関は、前項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行わなければならない。

3 民間子ども施設又は市民等は、第1項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行うよう努めるものとする。

(運営状況の報告等)

第21条 サポート委員会は、この条例の運営状況について、年次ごとに市長に対して報告し、その内容を公表するものとする。

2 サポート委員会は、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、第7条第3号の提言を行ったときは、その内容について公表するものとする。

3 前2項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。

(相談員)

第22条 サポート委員会の下でその職務を補佐するため、子どもの権利サポート相談員を置く。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。



宝塚市子どもの権利サポート委員会事務局

〒665-0867 宝塚市売布東の町 12 番 8 号
フレミラ宝塚2階

TEL 0797-91-2001 (事務局)

TEL 0120-931-170 (相談専用電話)

